

# 山口県報

平成24年  
9月28日  
(金曜日)

## 目次

○規則

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則 (障害者支援課) …… 一

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則 (障害者支援課) …… 一

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則 (障害者支援課) …… 二

福祉ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則 (障害者支援課) …… 二

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則 (障害者支援課) …… 二

指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則 (障害者支援課) …… 三

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則 (障害者支援課) …… 四

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則 (障害者支援課) …… 四八



指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年九月二十八日

山口県知事 山本 繁太郎

### 山口県規則第七十四号

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

#### (趣旨)

第一条 この規則は、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年山口県条例第四十一号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき障害者自立支援法に基づき指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)に基づき算定した費用の額(その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額)をいう。
- 二 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額をいう。
- 三 法定代理受領 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第二十九条第四項の規定により支給決定障害者が指定障害者支援施設に支払うべき指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者に代わり、当該指定障害者支援施設に支払われることをいう。

#### (従業者)

第三条 条例第五条第一項第一号に定める従業者の員数は、次のとおりとする。

- 一 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 二 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
- イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の(1)及び(2)に掲げる数を合計した数以上とする。

- (1) 次の(一)から(三)までに掲げる平均障害程度区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに定める数

- (一) 平均障害程度区分が四未満 利用者(障害者自立支援法に基づき指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第七十一条並びに第八十四条において準用する同法第二十二条及び第八十四条に規定する厚生労働大臣が定める者等(平成十八年厚生労働省告示第五百五十三号。

以下「利用者に関する告示」という。)に定める者を除く。(二)及び(三)において同じ。)の数(前年度の利用者の数の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。以下同じ。)を六で除して得た数

(二) 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除して得た数

(三) 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除して得た数

(2) 利用者に関する告示に定める者である利用者の数を十で除して得た数

口 看護職員の員数は、生活介護の単位ごとに、一人以上とする。

ハ 理学療法士又は作業療法士の員数は、利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

二 生活支援員の員数は、生活介護の単位ごとに、一人以上とする。

三 サービス管理責任者 利用者の数の次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 利用者の数が六十以下の場合 一人以上

ロ 利用者の数が六十を超える場合 一に、利用者の数が六十を超えて四十又は四十に満たない端数を増すことに一を加えて得た数以上

2 生活支援員及びサービス管理責任者のうちそれぞれ一人以上は、常勤でなければならない。

第四条 条例第五条第一項第二号に定める従業者の員数は、次のとおりとする。

一 看護職員、理学療法士及び生活支援員

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上とする。

ロ 看護職員の員数は、一人以上とする。

ハ 理学療法士又は作業療法士の員数は、一人以上とする。

二 生活支援員の員数は、一人以上とする。

二 サービス管理責任者の員数については、前条第一項第三号の規定を準用する。

2 指定障害者支援施設が、指定障害者支援施設における自立訓練(機能訓練)に併せて、利用者の居室を訪問することにより自立訓練(機能訓練)(以下「訪問による自立訓練(機能訓練)」という。)を提供する場合は、前項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練(機能訓練)を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。

3 看護職員、生活支援員及びサービス管理責任者のうちそれぞれ一人以上は、常勤でなければならない。

第五条 条例第五条第一項第三号に定める従業者の員数は、次のとおりとする。

一 生活支援員の員数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上とする。

二 サービス管理責任者の員数については、第三条第一項第三号の規定を準用する。

2 健康上の管理等の必要がある利用者があるために看護職員を置いている場合については、前項第一号中「生活支援員の員数」とあるのは、「生活支援員及び看護職員の総数」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の員数は、それぞれ一人以上とする。

3 指定障害者支援施設が、指定障害者支援施設における自立訓練(生活訓練)に併せて、利用者の居室を訪問することにより自立訓練(生活訓練)(以下「訪問による自立訓練(生活訓練)」という。)を提供する場合は、前二項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練(生活訓練)を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。

4 生活支援員及びサービス管理責任者のうちそれぞれ一人以上は、常勤でなければならない。

第六条 条例第五条第一項第四号に定める従業者の員数は、次のとおりとする。

一 職業指導員及び生活支援員

イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上とする。

ロ 職業指導員の員数は、一人以上とする。

ハ 生活支援員の員数は、一人以上とする。

二 就労支援員の員数は、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除して得た数以上とする。

三 サービス管理責任者の員数については、第三条第一項第三号の規定を準用する。

2 職業指導員又は生活支援員のうちいずれか一人以上は、常勤でなければならない。

3 就労支援員及びサービス管理責任者のうちそれぞれ一人以上は、常勤でなければならない。

第七条 条例第五条第一項第五号及び第六号に定める従業者の員数については、前条の規定(就労支援員に係る部分を除く。)を準用する。この場合において、同条第一項第一号イ中「六」とあるのは、「十」と読み替えるものとする。

第八条 条例第五条第一項第七号の生活支援員の員数は、施設入所支援の単位ごとに、利用者の数の次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。ただし、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援若しくは就労継続支援B型を受ける利用者又は利用者に関する告示に定める者に対してのみ提供が行われる施設入所支援の単位にあつては、宿直勤務を行う生活支援員の員数を一人以上

とする。

一 利用者の数が六十以下の場合 一人以上

二 利用者の数が六十を超える場合 一に、利用者の数が六十を超えて四十又は四十に満たない端数を増すことに一を加えて得た数以上  
(複数の昼間実施サービスを行う場合の特例)

第九条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設のサービス管理責任者の員数は、当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号。以下「サービス管理責任者に関する告示」という。)に定めるものの利用者の数の合計の次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。

一 利用者の数の合計が六十以下の場合 一人以上  
二 利用者の数の合計が六十を超える場合 一に、利用者の数の合計が六十を超えて四十又は四十に満たない端数を増すことに一を加えて得た数以上  
2 前項の規定によりサービス管理責任者を置く場合は、そのうち一人以上は、常勤でなければならない。

3 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設(昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人未満である場合に限る。)は、昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち一人以上は、常勤でなければならない。  
(管理者の責務)

第十条 指定障害者支援施設の管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定障害者支援施設の管理者は、従業者に条例及びこの規則の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(サービス管理責任者の責務)

第十一条 サービス管理責任者は、第三十三条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 利用申込者の利用に際し、その者が現に利用している指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の心身の状況、その置かれていた環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができることを認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。

三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(勤務体制の確保等)

第十二条 指定障害者支援施設は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該指定障害者支援施設の従業者により施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定障害者支援施設は、従業者に対し、その資質の向上のために必要な研修の機会を確保しなければならない。  
(設備)

第十三条 条例第八条第二項の基準は、次のとおりとする。

一 訓練・作業室は、次に掲げる要件を満たしていること。

イ 専ら当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

ロ 訓練又は作業に支障がない広さを有し、訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 居室は、次に掲げる要件を満たしていること。

イ 一室の定員は、四人以下とすること。

ロ 地階に設けないこと。

ハ 利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、九・九平方メートル以上とする。

二 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ホ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ヘ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。  
ト プザイ又はこれに代わる設備を設けること。

三 食堂は、食事の提供に支障がない広さを有し、必要な備品を備えること。

四 浴室は、利用者の特性に応じたものであること。

五 洗面所及び便所は、居室のある階ことに設け、利用者の特性に応じたものであること。

六 相談室には、室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

七 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる要件を満たしていること。

イ 廊下の幅は、一・五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。

ロ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにすること。

(運営規程)

第十四条 指定障害者支援施設は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 提供する施設障害福祉サービスの種類

三 従業者の職種、員数及び職務の内容

四 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間

五 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員

六 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

七 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域

八 施設障害福祉サービスの利用に当たつての留意事項

九 緊急時等における対応方法

十 非常災害対策

十一 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合の当該障害の種類

十二 虐待の防止のための措置に関する事項

十三 その他事業の運営に関する重要事項

(記録の整備)

第十五条 指定障害者支援施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

一 条例第十六条第二項の規定による身体的拘束等の記録

二 条例第十八条第二項の規定による苦情の内容等の記録

三 条例第二十条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録

四 第二十七条第一項及び第二項の規定によるサービスの提供の記録

五 第三十三条第一項に規定する施設障害福祉サービス計画

六 第四十六条の規定による通知に係る記録

(食事)

第十六条 指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合は、当該食事の提供に当たり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、同意を得なければならない。

2 指定障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

4 指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であつて、指定障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(健康管理)

第十七条 指定障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者に対し、毎年二回以上の定期の健康診断を行わなければならない。

2 指定障害者支援施設は、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

(書面の交付)

第十八条 指定障害者支援施設は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第七十条七条の規定による書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約支給量の報告等)

第十九条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供するときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、支給決定障害者に提供することを契約した施設障害福祉サービスの種類ごとの量(以下「契約支給量」という。)その他の必要な事項(以下「受給者証記載事項」という。)を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

2 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えてはならない。

3 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村(法第十九条第二項の規定により支給決定を行う市町村及び特別区をいう。以下同じ。)に対し、遅滞なく、報告しなければならない。

4 前三項の規定は、受給者証記載事項に変更があつた場合について準用する。

(連絡調整に対する協力)

第二十条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの利用について市町又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第二十一条 指定障害者支援施設は、通常時に生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供する地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認められた場合は、適当な他の指定障害者支援施設、指定生活介護事業者(生活介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者をいう。)等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第二十二条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定をされたサービスの種類、支給決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

(介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助)

第二十三条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費又は訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第二十四条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携)

第二十五条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉

サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第二十六条 指定障害者支援施設は、利用者の居宅を訪問して自立訓練(機能訓練)又は自立訓練(生活訓練)を行う場合は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第二十七条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者以外の者に対して施設障害福祉サービスを提供したときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供した日、内容その他必要な事項をその都度記録しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者に対して施設障害福祉サービスを提供したときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供した日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、前二項の規定による記録を行うときは、提供した施設障害福祉サービスの種類ごとに、支給決定障害者から施設障害福祉サービスを受けたことについて確認を受けなければならない。

(支給決定障害者に求めることができる金銭の支払の範囲等)

第二十八条 指定障害者支援施設が施設障害福祉サービスを提供する支給決定障害者に金銭の支払を求めることができる場合は、当該金銭の使途が直接に利用者の便益を向上させる場合であつて、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるときに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める場合は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面により明らかにするとともに、支給決定障害者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までの支払については、この限りでない。

(利用者負担額等の受領)

第二十九条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供したときは、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定障害者支援施設は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供したときは、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定障害者支援施設は、前二項の支払を受けるほか、施設障害福祉サービスにおいて供与される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から

受けることができる。

一 生活介護を行う場合 次のイからニまでに掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 創作的活動に係る材料費

ハ 日用品に要する費用

ニ イから八までに掲げるもののほか、生活介護において供与される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

二 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援 B型を行う場合 次のイから八までに掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 日用品に要する費用

ハ イ及びロに掲げるもののほか、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援 B型において供与される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

三 施設入所支援を行う場合 次のイからホまでに掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用及び光熱水費（法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第二十一条第一号に規定する食費等の基準費用額（法

第三十四条第二項において準用する法第二十九条第四項の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設に支払われた場合は、同号に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。）

ロ 厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準（平成十八年厚生労働省告示第五百四十一号）に基づき利用者が選定する特別な居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）を提供したことに伴い必要となる費用

ハ 被服に要する費用

ニ 日用品に要する費用

ホ イからニまでに掲げるもののほか、施設入所支援において供与される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号イ、第二号イ及び第三号イに掲げる費用については、食事の提供に要す

る費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成十八年厚生労働省告示第五百四十五号）によるものとする。

5 指定障害者支援施設は、第一項から第三項までに規定する費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った支給決定障害者に交付しなければならない。

6 指定障害者支援施設は、第三項に規定する費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（利用者負担割合の算定等）  
第三十条 指定障害者支援施設は、支給決定障害者（当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者に限る。）が同一の月に当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項（法第三十一条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担割合合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、

当該指定障害者支援施設は、利用者負担割合合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、支給決定障害者（当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担割合合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設は、利用者負担割合合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

（介護給付費又は訓練等給付費に係る通知等）

第三十一条 指定障害者支援施設は、法定代理受領により市町村から施設障害福祉サービスに係る介護給付費又は訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費又は訓練等給付費の額を通知しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、第二十九条第二項の法定代理受領を行わない施設障害福祉

サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に交付しなければならない。

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第三十二条 指定障害者支援施設は、次条第一項に規定する施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じ、その者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定障害者支援施設の従業者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定障害者支援施設は、提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第三十三条 指定障害者支援施設の管理者は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「施設障害福祉サービス計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容を検討しなければならない。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接しなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催

し、施設障害福祉サービス計画の原案について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、利用者又はその家族に対し、当該施設障害福祉サービス計画の原案について説明し、書面により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、作成した施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。

8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも六月に一回以上(自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)又は就労移行支援を提供する場合にあつては、少なくとも三月に一回以上)、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じ、施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。

9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

一 定期的に利用者に面接すること。

二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第二項から第七項までの規定は、第八項の施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

(相談等)

第三十四条 指定障害者支援施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の確かな把握に努め、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 指定障害者支援施設は、利用者が、当該指定障害者支援施設以外において生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業を行う事業所等との利用調整等必要な支援を実施しなければならない。

(介護)

第三十五条 指定障害者支援施設は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

2 指定障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3 指定障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつを

使用せざるを得ない利用者については、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

4 指定障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

5 指定障害者支援施設は、常時一人以上の従業者を介護に従事させなければならない。

6 指定障害者支援施設は、利用者に対して、利用者の負担による当該指定障害者支援施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(訓練)

第三十六条 指定障害者支援施設は、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

2 前条第五項及び第六項の規定は、指定障害者支援施設における訓練について準用する。

(生産活動)

第三十七条 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の提供に当たっては、生産活動の能率の向上を図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の提供に当たっては、防じん設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(工賃の支払等)

第三十八条 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額(以下「工賃の平均額」という。)を、三千円を下回るものとしてはならない。

3 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、知事に報告しなければならない。

(実習の実施)

第三十九条 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

3 指定障害者支援施設は、前二項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第四十条 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所の求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

3 指定障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人への開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第四十一条 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用



者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならぬ。

(就職状況の報告)

第四十二条 指定障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、毎年度、前年度において就職した利用者の数その他の就職に関する状況を知事に報告しなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第四十三条 指定障害者支援施設は、適宜、利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 指定障害者支援施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって当該手続等を行わなければならない。

3 指定障害者支援施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い)

第四十四条 指定障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であつて、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定障害者支援施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第四十五条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設の設置者が利用者に係る給付金(障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第三十八条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金(平成二十三年厚生労働省告示第三百七十八号)に定める給付金をいう。以下同じ。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- 一 当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下「利用者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。
- 二 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従つて用いること。
- 三 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
- 四 当該利用者が退所した場合は、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者に取得させること。

(支給決定障害者に関する通知)

第四十六条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしに施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたとき。
- 二 偽りその他不正の行為によつて介護給付費又は訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(定員の遵守)

第四十七条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第四十八条 指定障害者支援施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定障害者支援施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

第四十九条 指定障害者支援施設は、指定障害者支援施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(情報提供に関する利用者等の同意)

第五十条 指定障害者支援施設は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ書面により利用者又はその家族の同意を得なければならない。

(情報の提供等)

第五十一条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるよう、当該指定障害者支援施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(利益の供与等の禁止)

第五十二条 指定障害者支援施設は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定障害者支援施設を紹介することの対償として、金品その他の

財産上の利益を供与してはならない。

2 指定障害者支援施設は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情の処理)

第五十三条 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、利用者又はその家族からの苦情に関して知事又は市町長(以下「知事等」という。)が行う調査にできる限り協力するとともに、知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言を踏まえ、必要な改善を行うよう、及び知事等からの求めに応じてその改善の内容を報告するよう努めるものとする。

(地域との連携)

第五十四条 指定障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第五十五条 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、その損害賠償については、速やかにこれを行わなければならない。

(会計の区分)

第五十六条 指定障害者支援施設は、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分するとともに、指定障害者支援施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号。以下「旧知的障害者福祉法」という。)(第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの(障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第六十九号。以下「整備省令」という。))による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成十四年厚生労働省令第八十一号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」という。)(第二条第一号イに規定する指定知的障害者入所更生施設に限る。以下「指定知的障害者更生施設」という。)、旧知的障害者福祉法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設のうち旧知的障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの(旧身体障害者更生施設等指定基準第二条第三号イに規定する指定特定身体障害者入所授産施設に限る。以下「指定特定身体障害者授産施設」という。))又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通動察において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物についての第十三条第二号の規定の適用については、同号八中「九・九平方メートル」とあるのは、「六・六平方メートル」とする。

設」という。)、旧知的障害者福祉法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの(旧知的障害者更生施設等指定基準第二条第二号イに規定する指定特定知的障害者入所授産施設に限る。以下「指定特定知的障害者授産施設」という。))又は旧知的障害者福祉法第二十一条の八に規定する知的障害者通動察のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの(以下「指定知的障害者通動察」という。))において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、平成十八年十月一日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。次項から附則第八項までにおいて同じ。))についての第十三条第二号の規定の適用については、同号イ中「四人」とあるのは、「原則として四人」とする。

3 法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「旧身体障害者福祉法」という。)(第二十九条に規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの(以下「指定身体障害者更生施設」という。))、旧身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの(以下「指定身体障害者療護施設」という。))、(整備省令による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成十四年厚生労働省令第七十九号。以下「旧身体障害者更生施設等指定基準」という。)(附則第三条の規定の適用を受けているものに限る。))、旧身体障害者福祉法第三十一条に規定する身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの(旧身体障害者更生施設等指定基準第二条第三号イに規定する指定特定身体障害者入所授産施設に限る。以下「指定特定身体障害者授産施設」という。))又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通動察において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物についての第十三条第二号の規定の適用については、同号八中「九・九平方メートル」とあるのは、「六・六平方メートル」とする。

4 法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)(第五十条の二第一項第一号に規定する精神障害者生活訓練施設(以下「精神障害者生活訓練施設」という。))又は同項第二号に規定する精神障害者授産施設(整備省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設等の設備及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第八十七号)(第二十三条第一号に規定す

る精神障害者通所授産施設及び同条第二号に規定する精神障害者小規模通所授産施設を除く。以下「精神障害者授産施設」という。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物についての第十三条第二号の規定の適用については、同号八中「九・九平方メートル」とあるのは、「四・四平方メートル」とする。

5 指定身体障害者更生施設若しくは指定特定身体障害者授産施設であつて旧身体障害者更生施設等指定基準附則第二条第一項若しくは第四条第一項の規定の適用を受けるもの又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通所授産施設等旧知的障害者更生施設等指定基準附則第二条から第四条までの規定の適用を受けるものにおいて施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物についての第十三条第二号の規定の適用については、同号八中「九・九平方メートル」とあるのは、「三・三平方メートル」とする。

6 指定身体障害者更生施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設、指定知的障害者通所授産施設、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第十三条第二号トの規定は、適用しない。

7 指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物についての第十三条第七号の規定の適用については、同号イ中「一・五メートル」とあるのは、「一・三五メートル」とする。

8 指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設、指定知的障害者通所授産施設、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第十三条第七号の規定は、適用しない。

9 平成二十四年四月一日前に存する障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）第五条による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等（指定医療機関を除く。）であつて、同日以後指定障害者支援施設の指定を受けるものについての第十三条の規定の適用については、当分の間、同条第二号八中「九・九平方メートル」とあるのは、「四・九五平方メートル」とし、同号ト及び同条第七号の規定は、適用しない。ただし、指定障害者支援施設の指定を受けた後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限

りでない。

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年九月二十八日

山口県知事 山本 繁太郎

### 山口県規則第七十五号

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

#### 目次

- 第一章 総則（第一条）
  - 第二章 療養介護（第二条―第二十一条）
  - 第三章 生活介護（第二十二条―第三十二条）
  - 第四章 自立訓練（機能訓練）（第三十三条―第三十六条）
  - 第五章 自立訓練（生活訓練）（第三十七条―第三十九条）
  - 第六章 就労移行支援（第四十条―第四十六条）
  - 第七章 就労継続支援A型（第四十七条―第五十七条）
  - 第八章 就労継続支援B型（第五十八条―第五十九条）
  - 第九章 多機能型事業所の特例（第六十条・第六十一条）
- 附則

#### 第一章 総則

##### （趣旨）

第一条 この規則は、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十二号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

#### 第二章 療養介護

##### （職員）

第二条 条例第七条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 医師 健康保険法第六十五条第四項第一号に規定する厚生労働大臣の定める基準（平成十年厚生省告示第二百十号）に基づき算定した数以上
- 二 看護職員 療養介護の単位（複数の療養介護の単位を置く場合の利用定員は、二十人以上とする。以下同じ。）ごとに、常勤換算方法（事業所の職員の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当

該事業所の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）  
で、利用者の数（前年度の利用者の数の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。以下同じ。）を二で除して得た数以上

三 生活支援員 療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を四で除して得た数以上。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を二で除して得た数以上置かれている療養介護の単位については、置かれている看護職員の員数から利用者の数を二で除して得た数を控除した数を生活支援員の員数に含めることができる。

四 サービス管理責任者 療養介護事業所ごとに、利用者の数の次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 利用者の数が六十以下の場合 一人以上

ロ 利用者の数が六十を超える場合 一に、利用者の数が六十を超えて四十又は四十に満たない端数を増すごとに一を加えて得た数以上

二 条例第七条第一項の厚生労働大臣が定める者は、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号。以下「サービス管理責任者に関する告示」という。）に定める者とする。

三 生活支援員及びサービス管理責任者のうちそれぞれ一人以上は、常勤でなければならない。

（管理者の責務）

第三条 療養介護事業所の管理者は、職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

二 療養介護事業所の管理者は、職員に条例及びこの規則の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（サービスの管理責任者の責務）

第四条 サービス管理責任者は、第十二条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 利用申込者の利用に際し、その者が現に利用している障害福祉サービス事業を行う者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該療養介護事業所以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができる認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

三 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

（勤務体制の確保等）

第五条 療養介護事業者は、利用者に対し、適切な療養介護を提供できるよう、療養介護事業所ごとに、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

二 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、当該療養介護事業所の職員により療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

三 療養介護事業者は、職員に対し、その資質の向上のために必要な研修の機会を確保しなければならない。

（運営規程）

第六条 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 職員の職種、員数及び職務の内容

三 利用定員

四 療養介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額

五 療養介護の利用に当たつての留意事項

六 緊急時等における対応方法

七 非常災害対策

八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合の当該障害の種類

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 その他事業の運営に関する重要事項

（記録の整備）

第七条 療養介護事業者は、設備、職員、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくなければならない。

二 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該療養介護を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 条例第十一条第二項の規定による身体的拘束等の記録

二 条例第十三条第二項の規定による苦情の内容等の記録

三 条例第十五条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

四 第十二条第一項に規定する療養介護計画

（心身の状況等の把握）

第八条 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努

めなければならぬ。

(障害福祉サービス事業者等との連携)

第九条 療養介護事業者は、療養介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対し適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(利用者に求めることができる金銭の支払の範囲等)

第十条 療養介護事業者が療養介護を提供する利用者に金銭の支払を求めることができる場合は、当該金銭の使途が直接に利用者の便益を向上させる場合であつて、当該利用者に支払を求めることが適当であるときに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める場合は、当該金銭の使途及び額並びに利用者に金銭の支払を求める理由について書面により明らかにするとともに、利用者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。

(療養介護の取扱方針)

第十一条 療養介護事業者は、次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じ、その者の支援を適切に行うとともに、療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 療養介護事業所の職員は、療養介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 療養介護事業者は、提供する療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(療養介護計画の作成等)

第十二条 療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に療養介護に係る利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「療養介護計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容を検討しなければならない。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接しなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるた

めの課題、療養介護の目標及びその達成時期、療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該療養介護事業所が提供する療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、療養介護計画の原案について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、利用者又はその家族に対し、当該療養介護計画の原案について説明し、書面により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、作成した療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも六月に一回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて、療養介護計画の変更を行うものとする。

9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

- 一 定期的に利用者に面接すること。
- 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第二項から第七項までの規定は、第八項の療養介護計画の変更について準用する。(相談等)

第十三条 療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(機能訓練)

第十四条 療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第十五条 療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって看護及び医学的管理の下における介護を行わなければならない。

2 療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せ

つの自立について必要な援助を行わなければならない。

3 療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

4 療養介護事業者は、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活に必要な支援を適切に行わなければならない。

5 療養介護事業者は、利用者に対して、利用者の負担による当該療養介護事業所の職員以外の者による看護又は介護を受けさせてはならない。

(その他のサービスの提供)

第十六条 療養介護事業者は、適宜、利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(定員の遵守)

第十七条 療養介護事業者は、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(医薬品等の管理)

第十八条 療養介護事業者は、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

(情報提供に関する利用者等の同意)

第十九条 療養介護事業者は、他の療養介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ書面により利用者又はその家族の同意を得なければならない。

(地域との連携等)

第二十条 療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第二十一条 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、その損害賠償については、速やかにこれを行わなければならない。

第三章 生活介護

(設備等)

第二十二条 条例第十七条の厚生労働大臣が定める地域は、厚生労働大臣が定める離島その他の地域(平成十八年厚生労働省告示第五百四十号。以下「離島その他の地域に関する告示」という。)に定められた地域とする。

2 条例第十八条第二項の基準は、次のとおりとする。

一 訓練・作業室は、訓練又は作業に支障がない広さを有し、訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 相談室には、室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

三 洗面所及び便所は、利用者の特性に応じたものであること。

(職員)

第二十三条 条例第十九条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

二 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位(複数の生活介護の単位を置く場合の利用定員は、二十人以上とする。以下同じ。)ごとに、常勤換算方法で、次の(1)から(3)までに掲げる利用者の平均障害程度区分(厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第五百四十二号)に基づき算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める数とする。

(1) 平均障害程度区分が四未満 利用者の数を六で除して得た数以上

(2) 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除して得た数以上

(3) 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除して得た数以上

ロ 看護職員の員数は、生活介護の単位ごとに、一人以上とする。

ハ 理学療法士又は作業療法士の員数は、利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

二 生活支援員の員数は、生活介護の単位ごとに、一人以上とする。

三 サービス管理責任者の員数については、第二条第一項第四号の規定を準用する。

2 生活支援員及びサービス管理責任者のうちそれぞれ一人以上は、常勤でなければならない。

(運営規程)

第二十四条 生活介護事業者は、生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員

五 生活介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額

六 通常の事業の実施地域

七 生活介護の利用に当たつての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合の当該障害の種類

十一 虐待の防止のための措置に関する事項

十二 その他事業の運営に関する重要事項

(サービス提供困難時の対応)

第二十五条 生活介護事業者は、通常時に生活介護を提供する地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護を提供することが困難であると認められた場合は、適当な他の生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(介護)

第二十六条 生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって介護を行わなければならない。

2 生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3 生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

4 生活介護事業者は、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

5 生活介護事業者は、常時一人以上の職員を介護に従事させなければならない。

6 生活介護事業者は、利用者に対して、利用者の負担による当該生活介護事業所の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(生産活動)

第二十七条 生活介護事業者は、生産活動の機会に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 生活介護事業者は、生産活動の機会に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

3 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上を図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防じん設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(工賃の支払)

第二十八条 生活介護事業者は、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(食事)

第二十九条 生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合は、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

2 生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

4 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であつて、生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(機械器具等の管理)

第三十条 生活介護事業者は、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

(協力医療機関)

第三十一条 生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

(準用)

第三十二条 第二章(第二条、第六条、第十四条から第十六条まで及び第十八条を除く。)の規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第四条中「第十二条」とあるのは、「第三十二条において読み替えて準用する第十二条」と、第七条第二項第一号から第三号までの規定中「条例」とあるのは、「条例第二十三条において準用する条例」と、同項第四号中「第十二条第一項」とあるのは、「第三十二条において読み替えて準用する第十二条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは、「生活介護計画」と、第十一条第一項中「次条第一項」とあるのは、「第三十二条において読み替えて準用する次条第一項」と、第十二条中「療養介護計画」とあるのは、「生活介護計画」と読み替えるものとする。

第四章 自立訓練(機能訓練)

(職員)

第三十三条 生活介護事業者は、生活介護の事業に必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第三十四条 生活介護事業者は、生活介護の事業に必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第三十五条 生活介護事業者は、生活介護の事業に必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第三十六条 生活介護事業者は、生活介護の事業に必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第三十七条 生活介護事業者は、生活介護の事業に必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第三十八条 生活介護事業者は、生活介護の事業に必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第三十九条 生活介護事業者は、生活介護の事業に必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第四十条 生活介護事業者は、生活介護の事業に必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第四十一条 生活介護事業者は、生活介護の事業に必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第四十二条 生活介護事業者は、生活介護の事業に必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第四十三条 生活介護事業者は、生活介護の事業に必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第四十四条 生活介護事業者は、生活介護の事業に必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第四十五条 生活介護事業者は、生活介護の事業に必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第四十六条 生活介護事業者は、生活介護の事業に必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第四十七条 生活介護事業者は、生活介護の事業に必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第四十八条 生活介護事業者は、生活介護の事業に必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第四十九条 生活介護事業者は、生活介護の事業に必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第三十三条 条例第二十五条において読み替えて準用する条例第十九条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
- イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上とする。

ロ 看護職員の員数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一人以上とする。

ハ 理学療法士又は作業療法士の員数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一人以上とする。

二 生活支援員の員数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一人以上とする。

ニ サービス管理責任者の員数については、第二条第一項第四号の規定を準用する。

2 自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が、自立訓練（機能訓練）事業所における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（機能訓練）（以下「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、前項に規定する員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。

3 看護職員、生活支援員及びサービス管理責任者のうちそれぞれ一人以上は、常勤でなければならない。

（訓練）

第三十四条 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

2 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3 自立訓練（機能訓練）事業者は、常時一人以上の職員を訓練に従事させなければならない。

4 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対して、利用者の負担による当該自立訓練（機能訓練）事業所の職員以外の者による訓練を受けさせてはならない。

（地域生活への移行のための支援）

第三十五条 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要

な調整を行わなければならない。

2 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行わなければならない。

（準用）

第三十六条 第二章（第二条、第六条、第十四条から第十六条まで及び第十八条を除く。）及び前章（第二十三条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条を除く。）の規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第四条中「第十二条」とあるのは「第三十六条において読み替えて準用する第十二条」と、第七条第二項第一号から第三号までの規定中「条例」とあるのは「条例第二十五条において準用する条例」と、同項第四号中「第十二条第一項」とあるのは「第三十六条において読み替えて準用する第十二条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第十一条第一項中「次条第一項」とあるのは「第三十六条において読み替えて準用する次条第一項」と、第十二条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第二十二條中「条例」とあるのは「条例第二十五条において準用する条例」と読み替えるものとする。

第五章 自立訓練（生活訓練）

（設備等）

第三十七条 条例第二十七条第一項の厚生労働大臣が定める地域は、離島その他の地域に関する告示に定められた地域とする。

2 条例第二十八条第三項の基準は、次のとおりとする。

- 一 訓練・作業室、相談室並びに洗面所及び便所については、第二十二条第二項の規定を準用する。
- 二 居室の一室の定員は、一人とすること。
- 三 居室の一室の床面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

四 浴室は、利用者の特性に応じたものであること。

3 条例第二十八条第七項の規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物とする。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、



円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(職員)

第三十八条 条例第二十九条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 生活支援員の員数は、自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、宿泊型自立訓練の利用者以外の利用者の数を六で除して得た数と宿泊型自立訓練の利用者の数を十で除して得た数とを合計した数以上とする。

二 地域移行支援員の員数は、宿泊型自立訓練を行う場合は、自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、一人以上とする。

三 サービス管理責任者の員数については、第二条第一項第四号の規定を準用する。健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を置いている自立訓練(生活訓練)事業所については、前項第一号中「生活支援員の員数」とあるのは、「生活支援員及び看護職員の総数」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の員数は、当該自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、それぞれ一人以上とする。

3 自立訓練(生活訓練)の事業を行う者が、自立訓練(生活訓練)事業所における自立訓練(生活訓練)に併せて、利用者の居室を訪問することにより自立訓練(生活訓練)(以下、訪問による自立訓練(生活訓練)という。)を提供する場合は、自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、前二項に規定する員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練(生活訓練)を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。

4 生活支援員及びサービス管理責任者のうちそれぞれ一人以上は、常勤でなければならない。  
(準用)

第三十九条 第二章(第二条、第六条、第十四条から第十六条まで及び第十八条を除く。)、第二十四条、第二十五条、第二十九条から第三十一条まで、第三十四条及び第三十五条の規定は、自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第四条中「第十二条」とあるのは、「第三十九条において読み替えて準用する第十二条」と、第七条第二項第一号から第三号までの規定中「条例」とあるのは、「条例第三十条において読み替えて準用する第十二条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは、「自立訓練(生活訓練)計画」と、第十一条第一項中「次条第一項」とあるのは、「第三十九条において読み替えて準用する次条第一項」と、第十二条中「療養介

護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と読み替えるものとする。

第六章 就労移行支援

(認定就労移行支援事業所の職員)

第四十条 条例第三十三条において読み替えて準用する条例第二十九条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 職業指導員及び生活支援員

イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除して得た数以上とする。

ロ 職業指導員の員数は、就労移行支援事業所ごとに、一人以上とする。

ハ サービス管理責任者の員数は、就労移行支援事業所ごとに、一人以上とする。

二 サービス管理責任者の員数については、第二条第一項第四号の規定を準用する。

2 職業指導員又は生活支援員のうちいずれか一人以上は、常勤でなければならない。

3 サービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。  
(職員)

第四十一条 条例第三十四条において読み替えて準用する条例第二十九条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 職業指導員及び生活支援員の員数については、前条第一項第一号の規定を準用する。この場合において、同号イ中「十」とあるのは、「六」と読み替えるものとする。

二 就労支援員の員数は、就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除して得た数以上とする。

三 サービス管理責任者の員数については、第二条第一項第四号の規定を準用する。

2 職業指導員及び生活支援員のうちいずれか一人以上は、常勤でなければならない。

3 就労支援員及びサービス管理責任者のうちそれぞれ一人以上は、常勤でなければならない。  
(実習の実施)

第四十二条 就労移行支援事業者は、利用者が第四十六条において読み替えて準用する第十二条第一項に規定する就労移行支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適

性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第四十三条 就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第四十四条 就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

(就職状況の報告)

第四十五条 就労移行支援事業者は、毎年度、前年度において就職した利用者の数その他の就職に関する状況を知事に報告しなければならない。

(準用)

第四十六条 第二章(第二条、第六条、第十四条から第十六条まで及び第十八条を除く。)、第三章(第二十三条、第二十六条及び第三十二条を除く。)、及び第三十四条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第四条中「第十二条」とあるのは「第四十六条において読み替えて準用する第十二条」と、第七条第二項第一号から第三号までの規定中「条例」とあるのは「条例第三十四条において準用する条例」と、同項第四号中「第十二条第一項」とあるのは「第四十六条において読み替えて準用する第十二条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第十一条第一項中「次条第一項」とあるのは「第四十六条において読み替えて準用する次条第一項」と、第十二条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第二十二條中「条例」とあるのは「条例第三十四条において準用する条例」と読み替えるものとする。

第七章 就労継続支援A型

(利用定員)

第四十七条 就労継続支援A型の事業を行う事業者(以下「就労継続支援A型事業者」という。)が第五十条第二項の規定により雇用契約を締結していない利用者に対して就労継続支援A型を提供する場合は、雇用契約を締結している利用者の利用定員は、十人以上としなければならない。

2 就労継続支援A型事業所において雇用契約を締結していない利用者の利用定員は、当該就労継続支援A型事業所の利用定員に百分の五十を乗じて得た数又は九のいずれ

か少ない数を超えてはならない。

(職員)

第四十八条 条例第三十九条において読み替えて準用する条例第二十九条第一項の規則で定める員数については、第四十条の規定を準用する。

(実施主体)

第四十九条 就労継続支援A型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該就労継続支援A型事業者は専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第四十四条第一項に規定する子会社以外の者でなければならない。

(雇用契約の締結等)

第五十条 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者との雇用契約を締結しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、就労継続支援A型事業者(多機能型により就労継続支援B型の事業を一体的に行う者を除く。)は、障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第六条の第十二号に規定する者に対して雇用契約を締結せず、に就労継続支援A型を提供することができる。

(就労)

第五十一条 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上を図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

(賃金等の支払)

第五十二条 就労継続支援A型事業者は、第五十条第一項の規定により雇用契約を締結した利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、第五十条第二項の規定により雇用契約を締結していない利用者に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

3 就労継続支援A型事業者は、前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額(以下「工賃の平均額」という。)は、三千円を下回るものとしてはならない。

4 就労継続支援A型事業者は、第二項の利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、同項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

(実習の実施)

第五十三条 就労継続支援A型事業者は、利用者が第五十七条において読み替えて準用する第十二条第一項に規定する就労継続支援A型計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第五十四条 就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援等の実施)

第五十五条 就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(利用者及び職員以外の者の雇用)

第五十六条 就労継続支援A型事業者は、利用者及び職員以外の者を就労継続支援A型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。

- 一 利用定員が十人以上二十人以下 利用定員に百分の五十を乗じて得た数
- 二 利用定員が二十人以上三十人以下 十又は利用定員に百分の四十を乗じて得た数のいずれが多い数
- 三 利用定員が三十一人以上 十二又は利用定員に百分の三十を乗じて得た数のいずれが多い数

(準用)  
第五十七条 第二章(第二条、第六条、第十四条から第十六条まで及び第十八条を除く。)、第三章(第二十二條第一項、第二十三條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條を除く。)、及び第三十四條の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第四条中「第十二條」とあるのは、「第五十七條において読み替えて準用する第十二條」と、第七條第二項第一号から第三号までの規定中「条例」とあるのは、「条例第三十九條において準用する条例」と、同項第四号中「第十二條第一項」とあるのは、「第五十七條において読み替えて準用する第十二條第一

項」と、「療養介護計画」とあるのは、「就労継続支援A型計画」と、第十一条第一項中「次条第一項」とあるのは、「第五十七條において読み替えて準用する次条第一項」と、第十二條中「療養介護計画」とあるのは、「就労継続支援A型計画」と、第二十二條第二項中「第十八條第二項」とあるのは、「第三十七條第二項」と読み替えるものとする。

第八章 就労継続支援B型

(工賃の支払等)

第五十八条 就労継続支援B型の事業を行う者(以下「就労継続支援B型事業者」という。)は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 就労継続支援B型事業者は、前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる工賃の平均額は、三千円を下回るものとしてはならない。

3 就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、知事に報告しなければならない。

(準用)

第五十九条 第二章(第二条、第六条、第十四条から第十六条まで及び第十八条を除く。)、第三章(第二十三條、第二十六條、第二十八條及び第三十二條を除く。)、第三十四條、第四十八條及び第五十三條から第五十五條までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第四条中「第十二條」とあるのは、「第五十九條において読み替えて準用する第十二條」と、第七條第二項第一号から第三号までの規定中「条例」とあるのは、「条例第四十一條において準用する条例」と、同項第四号中「第十二條第一項」とあるのは、「第五十九條において読み替えて準用する第十二條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは、「就労継続支援B型計画」と、第十一條第一項中「次条第一項」とあるのは、「第五十九條において読み替えて準用する次条第一項」と、第十二條中「療養介護計画」とあるのは、「就労継続支援B型計画」と、第二十二條中「条例」とあるのは、「条例第四十一條において準用する条例」と、第四十八條第一項中「第三十九條」とあるのは、「第四十一條」と、第五十三條第一項中「第五十七條」とあるのは、「第五十九條」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは、「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第九章 多機能型事業所の特例

(利用定員の特例)

第五十七条 第二章(第二条、第六条、第十四条から第十六条まで及び第十八条を除く。)、第三章(第二十二條第一項、第二十三條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條を除く。)、及び第三十四條の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第四条中「第十二條」とあるのは、「第五十七條において読み替えて準用する第十二條」と、第七條第二項第一号から第三号までの規定中「条例」とあるのは、「条例第三十九條において準用する条例」と、同項第四号中「第十二條第一項」とあるのは、「第五十七條において読み替えて準用する第十二條第一

第六十条 多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移行支援事業所」という。）、就労継続支援A型事業所（以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。）及び就労継続支援B型事業所（以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型による指定児童発達支援（指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十六号。以下「指定障害児通所支援基準」という。）第四条に規定する指定児童発達支援をいう。）の事業、指定医療型児童発達支援（指定障害児通所支援基準第二十四条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業又は指定放課後等デイサービス（指定障害児通所支援基準第二十八条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）の事業（以下「多機能型指定児童発達支援事業等」という。）を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が二十人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に定める員数とすることができる。

- 一 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所及び多機能型就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。） 六人以上
  - 二 多機能型自立訓練（生活訓練）事業所 六人以上（宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う場合にあつては、宿泊型自立訓練の利用定員が十人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）の利用定員が六人以上）
  - 三 多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所 十人以上
- 2 前項の規定にかかわらず、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者を通わせる多機能型生活介護事業所が、多機能型指定児童発達支援事業等を一体的に行う場合は、その利用定員を当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて五人以上とすることができる。
- 3 多機能型生活介護事業所が、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。）につき行う多機能型指定児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、その利用定員を当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて五人以上とすることができる。

4 離島その他の地域であつて離島その他の地域に関する告示に定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所についての第一項の規定の適用については、同項中「二十人」とあるのは、「十人」とする。この場合において、知事が認める地域において障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおいて事業を行う多機能型事業所（多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所、多機能型自立訓練（生活訓練）事業所又は多機能型就労継続支援B型事業所に限る。以下この項及び次条第一項において同じ。）については、当該多機能型事業所の利用定員を一人以上とすることができる。

第六十一条 前条第四項後段の規定により、多機能型事業所の利用定員を一人以上とすることができることとされた多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべき生活支援員の員数を、常勤換算方法で、生活介護、自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）の利用者の数を六で除して得た数と就労継続支援B型の利用者の数を十で除して得た数とを合計した数以上とすることができる。

- 2 前項の規定により置くべき生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならぬ。
- 3 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所のうちサービス管理責任者に関する告示に定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の員数を、利用者の数の合計の次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。
- 一 利用者の数の合計が六十以下の場合 一人以上
  - 二 利用者の数の合計が六十を超える場合 一に、利用者の数の合計が六十を超えて四十又は四十に満たない端数を増すことに一を加えて得た数以上
- 4 前項の規定により置くべきサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならぬ。
- 5 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型指定児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。）の合計が二十人未満である場合は、当該多機能型事業所に置くべき職員（多機能型指定児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、指定障害児通所支援基準の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員（指定障害児通所支援基準第五条第一項に規定する児童発達支援管理責任者を除く。）を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち一人以上は、常勤で

なければならぬ。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。  
(経過措置)

2 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第七十一条並びに第八十四条において準用する同令第二十二條及び第四百四十四條に規定する厚生労働大臣が定める者等(平成十八年厚生労働省告示第五百五十三号。以下「利用者に関する告示」という。)に定める者に対し療養介護を提供する療養介護事業所についての第二條第一項の規定の適用については、当分の間、同項第三号中「の数を四で除して得た」とあるのは、「(利用者に関する告示に定める者を除く。)の数を四で除して得た数及び利用者に関する告示に定める者の数を六で除して得た数を合計した」とする。

3 利用者に関する告示に定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所の看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数については、当分の間、第二十三條第一項第二号イの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。

一 次のイからハまでに掲げる利用者(利用者に関する告示に定める者を除く。以下この号において同じ。)の平均障害程度区分に応じ、それぞれイからハまでに定める数

イ 平均障害程度区分が四未満 利用者の数を六で除して得た数

ロ 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除して得た数

ハ 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除して得た数

二 利用者に関する告示に定める者である利用者の数を十で除して得た数

4 法附則第四十八條の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた法附則第四十六條の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第五十條の第二項第一号に掲げる精神障害者生活訓練施設(以下「精神障害者生活訓練施設」という。)(若しくは同項第二号に掲げる精神障害者授産施設(以下「精神障害者授産施設」という。))(障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第六十九号。以下「整備省令」という。))による廃止前の精神障害者社会復帰施設(以下「旧精神障害者社会復帰施設」という。)(第二十三條第一号に掲げる通所施設及び同令第二号に掲げる精神障害者小規模通所授産施設を除く。)(又は法附則第五十八條第一

項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた法附則第五十二條の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号。以下「旧知的障害者福祉法」という。)(第二十一條の六に規定する知的障害者更生施設(以下「知的障害者更生施設」という。))(整備省令による廃止前の知的障害者授産施設(以下「知的障害者授産施設」という。)(平成十五年厚生労働省令第二十二号。以下「旧知的障害者授産施設最低基準」という。)(第二十二條第一号に規定する知的障害者入所更生施設に限る。)(、旧知的障害者福祉法第二十一條の七に規定する知的障害者授産施設(以下「知的障害者授産施設」という。)(旧知的障害者授産施設最低基準第四十六條第一号に規定する知的障害者入所授産施設に限る。)(若しくは旧知的障害者福祉法第二十一條の八に規定する知的障害者通勤寮(以下「知的障害者通勤寮」という。)(の建物についての第三十七條第二項の規定の適用については、同項第二号中「一人」とあるのは、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設(旧精神障害者社会復帰施設基準附則第三條の規定の適用を受けるものを除く。)(については「二人以下」と、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設(旧精神障害者社会復帰施設基準附則第三條の規定の適用を受けるものに限る。)(、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設並びに知的障害者通勤寮については「四人以下」と、同項第三号中「一室の」とあるのは「利用者一人当たりの」と、「七・四三平方メートル」とあるのは、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設については「四・四平方メートル」と、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設及び知的障害者通勤寮については「六・六平方メートル」とする。

5 旧知的障害者授産施設最低基準附則第四條の規定の適用を受ける知的障害者通勤寮の建物についての第三十七條第二項の規定の適用については、同項第二号中「一人」とあるのは「原則として四人以下」と、同項第三号中「七・四三平方メートル」とあるのは「三・三平方メートル」とする。

平成二十四年九月二十八日

山口県知事 山本 繁太郎

山口県規則第七十六号

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十三号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（設備）

第二条 条例第四条第二項の基準は、次のとおりとする。

一 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所には、必要な設備及び備品等を備えること。

二 便所は、利用者の特性に応じたものであること。

（職員）

第三条 条例第五条第一項の規則で定める員数は、二人以上とする。

（運営規程）

第四条 地域活動支援センターは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 職員の職種、員数及び職務の内容

三 利用定員

四 提供するサービスの内容及びに利用者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）から受領する費用の種類及びその額

五 施設の利用に当たつての留意事項

六 非常災害対策

七 虐待の防止のための措置に関する事項

八 その他施設の運営に関する重要事項

（サービスの提供の記録）

第五条 地域活動支援センターは、利用者に対してサービスを提供したときは、提供した日、内容その他必要な事項をその都度記録しなければならない。

（記録の整備）

第六条 地域活動支援センターは、設備、職員、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

一 条例第十条第二項の規定による苦情の内容等の記録

二 条例第十一条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

三 前条の規定によるサービスの提供の記録

（利用者等に求めることができる金銭の支払の範囲等）

第七条 地域活動支援センターが利用者等に金銭の支払を求めることができる場合は、当該金銭の用途が直接に利用者の便益を向上させる場合であつて、当該利用者等に支払を求めることが適当であるときに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める場合は、当該金銭の用途及び額並びに利用者等に金銭の支払を求める理由について書面により明らかにするとともに、利用者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。

（生産活動）

第八条 地域活動支援センターは、生産活動の機会の提供に当たつては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 地域活動支援センターは、生産活動の機会の提供に当たつては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

（工賃の支払）

第九条 地域活動支援センターは、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

（定員の遵守）

第十条 地域活動支援センターは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（事故発生時の対応）

第十一条 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、その損害賠償については、速やかにこれを行わなければならない。

附 則

この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。

福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年九月二十八日

山口県知事 山本 繁太郎

山口県規則第七十七号

福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年山口県条例第四十四号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(設備)

第二条 条例第四条第二項の規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物とする。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第四条第四項の基準は、次のとおりとする。

- 一 居室は、次に掲げる要件を満たしていること。
- イ 一室の定員は、原則として一人とすること。
- ロ 利用者一人当たりの床面積は、原則として、収納設備等を除き、九・九平方メートル以上とすること。
- 二 浴室及び便所は、利用者の特性に応じたものであること。
- 三 共用室は、利用者の娯楽、団らん、集会等の用に供する共用の部屋として、利用定員に応じて適当な広さを有すること。

(運営規程)

第三条 福祉ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員
- 四 提供するサービスの内容及びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- 五 施設の利用に当たつての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- 八 その他施設の運営に関する重要事項

(サービスの提供の記録)

第四条 福祉ホームは、利用者に対してサービスを提供したときは、提供した日、内容その他必要な事項をその都度記録しなければならない。

(記録の整備)

第五条 福祉ホームは、設備、職員、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

- 一 条例第九条第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 二 条例第十条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 三 前条の規定によるサービスの提供の記録

(利用者に求めることができる金銭の支払の範囲等)

第六条 福祉ホームが利用者に金銭の支払を求めることができる場合は、当該金銭の用途が直接に利用者の便益を向上させる場合であつて、当該利用者に支払を求めることが適当であるときに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求めるときは、当該金銭の用途及び額並びに利用者へ金銭の支払を求めた理由について書面により明らかにするとともに、利用者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。

(定員の遵守)

第七条 福祉ホームは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(事故発生時の対応)

第八条 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合、その損害賠償については、速やかにこれを行わなければならない。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第五十条の二第四項に規定する精神障害者福祉ホーム又は障害者自立支援法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第二十一条の九に規定する知的障害者福祉ホームが福祉ホームを経営する事業を行う場合

におけるこれらの施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、平成十八年十月一日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、第一条第二項第一号口の規定は、適用しない。

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年九月二十八日

山口県知事 山 本 繁太郎

### 山口県規則第七十八号

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十五号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(複数の昼間実施サービスを行う場合の利用定員)

第二条 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、その利用定員を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める数としなければならない。ただし、当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスの利用定員の合計は二十人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設（条例第五条第五項に規定する認定障害者支援施設を除く。）にあつては、十二人以上）としなければならない。

一 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援 六人以上

二 就労継続支援B型 十人以上

三 施設入所支援 三十人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあつては、十人以上）

(設備)

第三条 条例第五条第二項の規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物とする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第五条第四項の基準は、次のとおりとする。

一 訓練・作業室は、次に掲げる要件を満たしていること。

イ 専ら当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

ロ 訓練又は作業に支障がない広さを有し、訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 居室は、次に掲げる要件を満たしていること。

イ 一室の定員は、四人以下とすること。

ロ 階に設けないこと。

ハ 利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、九・九平方メートル以上とする。

ニ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ホ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ヘ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

ト プザイ又はこれに代わる設備を設けること。

三 食堂は、食事の提供に支障がない広さを有し、必要な備品を備えること。

四 浴室は、利用者の特性に応じたものであること。

五 洗面所及び便所は、居室のある階ごとに設け、利用者の特性に応じたものであること。

六 相談室には、室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

七 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる要件を満たしていること。

イ 廊下の幅は、一・五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。

ロ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、職員等の円滑な往来に支障がないようにすること。

(職員)

第四条 条例第六条第一項第一号に定める職員の員数は、次のとおりとする。



一 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

二 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位(複数の生活介護の単位を置く場合の利用定員は、二十人以上とする。以下同じ。)ごとに、常勤換算方法(障害者支援施設の職員の勤務延べ時間数を当該障害者支援施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該障害者支援施設の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。以下同じ。)で、次の(1)及び(2)に掲げる数を合計した数以上とする。

(1) 次の(一)から(三)までに掲げる平均障害程度区分(厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第五百四十二号)に基づき算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。)に同じ、それぞれ(一)から(三)までに定める数

(一) 平均障害程度区分が四未満 利用者(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第七十一条並びに第八十四条において準用する同令第二十二条及び第四十四条に規定する厚生労働大臣が定める者等(平成十八年厚生労働省告示第五百五十三号。以下「利用者に関する告示」という。)に定める者を除く。(二)及び(三)において同じ。)の数(前年度の利用者の数の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。以下同じ。)を六で除して得た数

(二) 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除して得た数

(三) 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除して得た数

(2) 利用者に関する告示に定める者である利用者の数を十で除して得た数

看護職員の員数は、生活介護の単位ごとに、一人以上とする。  
理学療法士又は作業療法士の員数は、利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

二 生活支援員の員数は、生活介護の単位ごとに、一人以上とする。

三 サービス管理責任者 利用者の数の次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 利用者の数が六十以下の場合 一人以上

ロ 利用者の数が六十を超える場合 一に、利用者の数が六十を超えて四十又は四十に満たない端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 条例第六条第一項第一号の厚生労働大臣が定める者は、指定障害福祉サービスの提

供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号。以下「サービス管理責任者に関する告示」という。)に定める者とする。

3 生活支援員及びサービス管理責任者のうちそれぞれ一人以上は、常勤でなければならない。

第五条 条例第六条第一項第二号に定める職員の員数は、次のとおりとする。

一 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上とする。

ロ 看護職員の員数は、一人以上とする。

ハ 理学療法士又は作業療法士の員数は、一人以上とする。

二 生活支援員の員数は、一人以上とする。

二 サービス管理責任者の員数については、前条第一項第三号の規定を準用する。

2 障害者支援施設が、障害者支援施設における自立訓練(機能訓練)に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練(機能訓練)(以下「訪問による自立訓練(機能訓練)」という。)を提供する場合は、前項に規定する員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練(機能訓練)を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。

3 看護職員、生活支援員及びサービス管理責任者のうちそれぞれ一人以上は、常勤でなければならない。

第六条 条例第六条第一項第三号に定める職員の員数は、次のとおりとする。

一 生活支援員の員数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上とする。

二 サービス管理責任者の員数については、第四条第一項第三号の規定を準用する。

2 健康上の管理等の必要がある利用者があるために看護職員を置いている場合については、前項第一号中「生活支援員の員数」とあるのは、「生活支援員及び看護職員の総数」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の員数は、それぞれ一人以上とする。

3 障害者支援施設が、障害者支援施設における自立訓練(生活訓練)に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練(生活訓練)(以下「訪問による自立訓練(生活訓練)」という。)を提供する場合は、前二項に規定する員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練(生活訓練)を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。

4 生活支援員及びサービス管理責任者のうちそれぞれ一人以上は、常勤でなければならない

らない。

第七条 条例第六条第一項第四号に定める職員の数、次のとおりとする。

一 職業指導員及び生活支援員

イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上とする。

ロ 職業指導員の員数は、一人以上とする。

ハ 生活支援員の員数は、一人以上とする。

二 就労支援員の員数は、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除して得た数以上とする。

三 サービス管理責任者の員数については、第四条第一項第三号の規定を準用する。

2 職業指導員又は生活支援員のうちいずれか一人以上は、常勤でなければならない。

3 就労支援員及びサービス管理責任者のうちそれぞれ一人以上は、常勤でなければならない。

第八条 条例第六条第一項第五号及び第六号に定める職員については、前条の規定（就労支援員に係る部分を除く。）を準用する。この場合において、同条第一項第一号イ中「六」とあるのは、「十」と読み替えるものとする。

第九条 条例第六条第一項第七号の生活支援員の員数は、施設入所支援の単位（複数の施設入所支援の単位を置く場合の利用定員は、三十人以上とする。以下同じ。）ごとに、利用者の数の次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型を受ける利用者又は利用者に関する告示に定める者に対してのみ提供が行われる施設入所支援の単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員の員数を一人以上とする。

一 利用者の数が六十以下の場合 一人以上

二 利用者の数が六十を超える場合 一に、利用者の数が六十を超えて四十又は四十に満たない端数を増すごとに一を加えて得た数以上

（複数の昼間実施サービスを行う場合の特例）

第十条 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設のサービス管理責任者の員数は、当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうちサービス管理責任者に関する告示に定めるものの利用者の数の合計の次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。

一 利用者の数の合計が六十以下の場合 一人以上

二 利用者の数の合計が六十を超える場合 一に、利用者の数の合計が六十を超えて四十又は四十に満たない端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項の規定によりサービス管理責任者を置く場合は、そのうち一人以上は、常勤でなければならない。

3 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設（昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人未満である場合に限る。）は、昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員（施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち一人以上は、常勤でなければならない。

（施設長の責務）

第十一条 施設長は、職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員に条例及びこの規則の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（サービス管理責任者の責務）

第十二条 サービス管理責任者は、第二十三条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 利用申込者の利用に際し、その者が現に利用している障害福祉サービス事業を行う者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該障害者支援施設以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができることを認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。

三 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

（勤務体制の確保等）

第十三条 障害者支援施設は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該障害者支援施設の職員により施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 障害者支援施設は、職員に対し、その資質の向上のために必要な研修の機会を確保しなければならない。

（運営規程）

第十四条 障害者支援施設は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 提供する施設障害福祉サービスの種類  
三 職員の職種、員数及び職務の内容

四 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間

五 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員

六 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額

七 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域

八 施設障害福祉サービスの利用に当たつての留意事項

九 緊急時等における対応方法

十 非常災害対策

十一 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合の当該障害の種類

十二 虐待の防止のための措置に関する事項

十三 その他事業の運営に関する重要事項

(記録の整備)

第十五条 障害者支援施設は、設備、職員、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

一 条例第十四条第二項の規定による身体的拘束等の記録

二 条例第十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録

三 条例第十八条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録

四 第二十三条第一項に規定する施設障害福祉サービス計画

(食事)

第十六条 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合は、当該食事の提供に当たり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、同意を得なければならない。

2 障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

4 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であつて、障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(健康管理)

第十七条 障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者に対し、毎年二回以上の定期の健康診断を行わなければならない。

2 障害者支援施設は、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十八条 障害者支援施設は、通常時に生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供する地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認められた場合は、適当な他の障害者支援施設等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

2 障害者支援施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。

(心身の状況等の把握)

第十九条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(障害福祉サービス事業者等との連携)

第二十条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(利用者に求めることができる金銭の支払の範囲等)

第二十一条 障害者支援施設が施設障害福祉サービスを提供する利用者に金銭の支払を求めることができる場合は、当該金銭の用途が直接に利用者の便益を向上させる場合であつて、当該利用者に支払を求めることが適当であるときに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める場合は、当該金銭の用途及び額並びに利用者に金銭の支払を求める理由について書面により明らかにするとともに、利用者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第二十二條 障害者支援施設は、次条第一項に規定する施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じ、その者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 障害者支援施設の職員は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 障害者支援施設は、提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。  
(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第二十三條 施設長は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る利用者の意向、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容を検討しなければならない。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接しなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスことの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、施設障害福祉サービス計画の原案について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、利用者又はその家族に対し、当該施設障害福祉サービス計画の原案について説明し、書面により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、作成した施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。

8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも六月に一回以上、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。

9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。  
一 定期的に利用者に面接すること。  
二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第二項から第七項までの規定は、第八項の施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。  
(相談等)

第二十四條 障害者支援施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の確かな把握に努め、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者が、当該障害者支援施設以外において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型（障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。）又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他の障害福祉サービス事業を行う事業所等との利用調整等必要な支援を実施しなければならない。  
(介護)

第二十五條 障害者支援施設は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

2 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつを使用せざるを得ない利用者については、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

4 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

ならない。

5 障害者支援施設は、常時一人以上の職員を介護に従事させなければならない。

6 障害者支援施設は、利用者に対して、利用者の負担による当該障害者支援施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(訓練)

第二十六条 障害者支援施設は、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

2 前条第五項及び第六項の規定は、障害者支援施設における訓練について準用する。(生産活動)

第二十七条 障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

3 障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の提供に当たっては、生産活動の能率の向上を図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の提供に当たっては、防じん設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(工賃の支払等)

第二十八条 障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額(以下「工賃の平均額」という。)を、三千円を下回るものとしてはならない。

3 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、知事に報告しなければならない。

(実習の実施)

第二十九条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるように、実習の受入先を確保しなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるように、実習の受入先の確保に努めなければならない。

3 障害者支援施設は、前二項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第三十条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

3 障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第三十一条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(就職状況の報告)

第三十二条 障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たって

は、毎年度、前年度において就職した利用者の数その他の就職に関する状況を知事  
報告しなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第三十三条 障害者支援施設は、適宜、利用者のためのレクリエーション行事を行うよ  
う努めなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等に  
ついて、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、  
代わって当該手続等を行わなければならない。

3 障害者支援施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族  
との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い)

第三十四条 障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診  
療所に入院する必要が生じた場合であつて、入院後おおむね三月以内に退院すること  
が見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与する  
とともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該障害者支援施設の施  
設入所支援を円滑に利用することができるようにしなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第三十五条 障害者支援施設は、当該障害者支援施設の設置者が利用者に係る給付金  
(障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準第三十三条  
の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金(平成二十三年厚生労働省告示第三  
百七十九号)に定める給付金をいう。以下同じ。)の支給を受けたときは、給付金と  
して支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

一 当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収  
益を含む。以下「利用者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。

二 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従つて用いること。

三 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。

(定員の遵守)

第三十六条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定  
員及び居室の定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害その他のやむを得な  
い事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第三十七条 障害者支援施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協

力医療機関を定めておかなければならない。

2 障害者支援施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければ  
ならない。

(地域との連携)

第三十八条 障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活  
動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第三十九条 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠  
償すべき事故が発生した場合は、その損害賠償については、速やかにこれを行わな  
ければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。)附則第五  
十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた  
法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十  
七号。以下「旧知的障害者福祉法」という。)第二十一条の六に規定する知的障害者  
更生施設(障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関す  
る省令(平成十八年厚生労働省令第六十九号。以下「整備省令」という。)による  
廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成十五年厚生労働省令  
第二十二号。以下「旧知的障害者援護施設最低基準」という。)(第二十一条第一号に  
規定する知的障害者入所更生施設に限る。以下「知的障害者更生施設」という。)、  
旧知的障害者福祉法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設(旧知的障害者援  
護施設最低基準第四十六条第一号に規定する知的障害者入所授産施設に限る。以下  
「知的障害者授産施設」という。)(又は旧知的障害者福祉法第二十一条の八に規定す  
る知的障害者通勤寮(以下「知的障害者通勤寮」という。)(において施設障害福祉  
サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物(基本的な設備が完成している  
ものを含み、平成十八年十月一日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変  
更したものを除く。以下同じ。)(についての第三条第二項第二号の規定の適用につい  
ては、同号イ中「四人」とあるのは、「原則として四人」とする。

3 法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができる  
こととされた法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和二十四  
年法律第二百八十三号。以下「旧身体障害者福祉法」という。)(第二十九条に規定す

る身体障害者更生施設（以下「身体障害者更生施設」という。）、旧身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設（以下「身体障害者療護施設」という。）（整備省令による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成十五年厚生労働省令第二十一号。以下「旧身体障害者更生援護施設最低基準」という。）、附則第三条の規定の適用を受けるものに限る。）、旧身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者授産施設（旧身体障害者更生援護施設最低基準第五十条第一号に規定する身体障害者入所授産施設に限る。以下「身体障害者授産施設」という。）、又は知的障害者更生施設、知的障害者授産施設若しくは知的障害者通動寮において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物についての第三条第二項第二号の規定の適用については、同号八中「九・九平方メートル」とあるのは、「六・六平方メートル」とする。

4 法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十条の二第一項第一号に規定する精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）、又は同項第二号に規定する精神障害者授産施設（整備省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第二十三条第一号に規定する精神障害者通所授産施設及び同条第二号に規定する精神障害者小規模通所授産施設を除く。以下「精神障害者授産施設」という。）、において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物についての第三条第二項第二号の規定の適用については、同号八中「九・九平方メートル」とあるのは、「四・四平方メートル」とする。

5 身体障害者更生施設若しくは身体障害者授産施設であつて旧身体障害者更生援護施設最低基準附則第二条若しくは第四条の規定の適用を受けるもの又は知的障害者更生施設、知的障害者授産施設若しくは知的障害者通動寮であつて旧知的障害者援護施設最低基準附則第一条から第四条までの規定の適用を受けるものにおいて施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物についての第三条第二項第二号の規定の適用については、同号八中「九・九平方メートル」とあるのは、「三・三平方メートル」とする。

6 身体障害者更生施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通動寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第三条第二項第二号の規定は、適用しない。

7 知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供

する場合におけるこれらの施設の建物についての第三条第二項第七号の規定の適用については、同号イ中「一・五メートル」とあるのは、「一・三五メートル」とする。

8 知的障害者通動寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第三条第二項第七号の規定は、適用しない。

9 身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第三条第二項第七号の規定は、適用しない。

指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年九月二十八日

山口県知事 山本 繁太郎

**山口県規則第七十九号**

指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 児童発達支援（第三条―第四十四条）
- 第三章 医療型児童発達支援（第四十五条―第四十九条）
- 第四章 放課後等デイサービス（第五十条―第五十三条）
- 第五章 保育所等訪問支援（第五十四条―第五十七条）
- 第六章 多機能型事業所の特例（第五十八条・第五十九条）
- 附則
- 第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十六号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ

による。

- 一 指定通所支援費用基準額 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の三第二項第一号（法第二十一条の五の三第二項の規定により、同条第一項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。
- 二 通所利用者負担額 法第二十一条の五の三第二項第二号（法第二十一条の五の三第二項の規定により、同条第一項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び肢体不自由児通所医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該肢体不自由児通所医療につき支給された肢体不自由児通所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。
- 三 法定代理受領 法第二十一条の五の七第十一項（法第二十一条の五の十三第二項の規定により、同条第一項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村（法第二十一条の五の五第二項の規定により通所給付決定を行う市町村及び特別区をいう。以下同じ。）が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第二十一条の五の二十八第三項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者が受けることをいう。

第二章 児童発達支援

（従業者）

第三条 条例第五条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 指導員又は保育士の員数は、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、障害児の数の次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数とする。
  - イ 障害児の数が十以下の場合 二人以上
  - ロ 障害児の数が十を超える場合 二に、障害児の数が十を超えて五又は五に満たない端数を増すごとに一を加えて得た数以上
- 二 児童発達支援管理責任者の員数は、一人以上とする。
- 2 条例第五条第一項の厚生労働大臣が定める者は、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十号）に定める者とする。
- 3 条例第五条第二項の規則で定める員数は、一人以上とする。この場合において、機

能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たるときは、当該機能訓練担当職員の数を指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

- 4 条例第五条第三項の規則で定める員数は、次のとおりとする。
  - 一 嘱託医 一人以上
  - 二 看護師 一人以上
  - 三 児童指導員又は保育士 一人以上
  - 四 機能訓練担当職員 一人以上
  - 五 児童発達支援管理責任者 一人以上
- 5 指導員又は保育士のうち一人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第一項第二号の児童発達支援管理責任者のうち一人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

第四条 条例第六条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 嘱託医 一人以上
- 二 児童指導員及び保育士
  - イ 児童指導員及び保育士の総数は、指定児童発達支援の単位ごとに、合計しておおむね障害児の数を四で除して得た数以上とする。
  - ロ 児童指導員の員数は、一人以上とする。
  - ハ 保育士の員数は、一人以上とする。
- 三 栄養士 一人以上
- 四 調理員 一人以上
- 五 児童発達支援管理責任者 一人以上
- 2 条例第六条第二項の規則で定める員数は、一人以上とする。この場合において、機能訓練担当職員の数児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
- 3 条例第六条第三項の規則で定める員数は、次のとおりとする。この場合において、言語聴覚士又は機能訓練担当職員の数児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
  - 一 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに四人以上
  - 二 機能訓練担当職員 機能訓練を行うために必要な数
- 4 条例第六条第四項の規則で定める員数は、次のとおりとする。この場合において、看護師又は機能訓練担当職員の数児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
  - 一 看護師 一人以上
  - 二 機能訓練担当職員 一人以上



(管理者の責務)

第五条 指定児童発達支援事業所の管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の管理者は、従業者に条例及びこの規則の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(児童発達支援管理責任者の責務)

第六条 児童発達支援管理責任者は、第二十九条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第三十条に規定する相談及び援助を行うこと。

二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(勤務体制の確保等)

第七条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者により指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、その資質の向上のために必要な研修の機会を確保しなければならない。

(設備)

第八条 条例第九条第一項の指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

第九条 条例第十條第四項の基準は、次のとおりとする。ただし、主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、この限りでない。

一 指導訓練室の定員は、おおむね十人とする。

二 指導訓練室の障害児一人当たりの床面積は、二・四七平方メートル以上とする。

三 遊戯室の障害児一人当たりの床面積は、一・六五平方メートル以上とすること。

(運営規程)

第十条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 利用定員

五 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額

六 指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域

七 サービスの利用に当たつての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合の当該障害の種類

十一 虐待の防止のための措置に関する事項

十二 その他運営に関する重要事項

(記録の整備)

第十一条 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 条例第十七条第二項の規定による身体的拘束等の記録

二 条例第二十一条第二項の規定による苦情の内容等の記録

三 条例第二十三条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録

四 第二十三条第一項の規定による提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の記録

録

五 第二十九条第一項に規定する児童発達支援計画

六 第三十三条の規定に係る記録

(食事)

第十二条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)は、障害児に食事を提供するときは、その献立ができる限り変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量に配慮したものでなければならない。

2 食事は、食品の種類及び調理の方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従つて行わなければならない。

(健康管理)

第十三条 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。次項において同じ。)は、

常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、毎年二回以上の定期の健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断が当該各号に定める健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、その全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、当該各号に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

一 児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断 通所開始時の健康診断  
二 障害児が通学する学校における健康診断 定期の健康診断又は臨時の健康診断  
3 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の従業者の健康診断を行うに当たっては、特に注意を払わなければならない。

（利用定員）  
第十四条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、利用定員を五人以上とすることができる。

（書面の交付）  
第十五条 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十七条の規定による書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（契約支給量の報告等）  
第十六条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量（以下「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。

2 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。  
3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し、遅滞なく、報告しなければならない。

4 前三項の規定は、通所受給者証記載事項に変更があつた場合について準用する。  
（連絡調整に対する協力）  
第十七条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町又は障害

児相談支援事業を行う者（以下「障害児相談支援事業者」という。）が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

（サービス提供困難時の対応）  
第十八条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格の確認）  
第十九条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によつて、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

（障害児通所給付費の支給の申請に係る援助）  
第二十条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあつた場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）  
第二十一条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（指定障害児通所支援事業者等との連携）  
第二十二条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、県、市町、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、県、市町、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（サービスの提供の記録）  
第二十三条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供したときは、提供した日、内容その他必要な事項をその都度記録しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録を行うときは、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

(通所給付決定保護者に求めることができる金銭の支払の範囲等)

第二十四条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に金銭の支払を求めることができる場合は、当該金銭の使途が直接に通所給付決定に係る障害児の便益を向上させる場合であつて、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるときに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める場合は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面により明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までの支払については、この限りでない。

(通所利用者負担額等の受領)

第二十五条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定児童発達支援事業者は、前二項の支払を受けるほか、指定児童発達支援において供与される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用を通所給付決定保護者から受けることができる。ただし、第一号に掲げる費用にあつては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。

- 一 食事の提供に要する費用
- 二 日用品に要する費用

三 前二号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において供与される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号に掲げる費用については、食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針(平成二十四年厚生労働省告示第二百三十一号)によるものとする。

5 指定児童発達支援事業者は、第一項から第三項までに規定する費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った通所給付決定保護者に交付しなければならない。

6 指定児童発達支援事業者は、第三項に規定する費用に係るサービスの提供に当たつ

ては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(通所利用者負担額の算定等)

第二十六条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があつたときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額(以下「通所利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。

(障害児通所給付費に係る通知等)

第二十七条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、第二十五条第二項の法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

(指定児童発達支援の取扱方針)

第二十八条 指定児童発達支援事業者は、次条第一項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じ、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たつては、通所給付決定保護者及び障害児(以下「通所給付決定保護者等」という。)に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(児童発達支援計画の作成等)

第二十九条 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画(以下「児童発達支援計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たつては、適切な方法に

より、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者等の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容を検討しなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者等に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者等に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者等の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者等に対し、当該児童発達支援計画の原案について説明し、書面によりその同意を得なければならない。

7 児童発達支援管理責任者は、作成した児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。

8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、児童発達支援計画の変更を行うものとする。

9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

一 定期的に通所給付決定保護者等に面接すること。

二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第二項から第七項までの規定は、第八項の児童発達支援計画の変更について準用す

る。  
(相談等)

第三十条 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(指導、訓練等)

第三十一条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行わなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、常時一人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担による当該指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第三十二条 指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜、障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(通所給付決定保護者に関する通知)

第三十三条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正の行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(定員の遵守)

第三十四条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(機械器具等の管理)

第三十五条 指定児童発達支援事業者は、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

(協力医療機関)

第三十六条 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

(揭示)

第三十七条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(情報提供に関する障害児等の同意)

第三十八条 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ書面により障害児又はその家族の同意を得なければならない。

(情報の提供等)

第三十九条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、適切かつ円滑に利用できるよう、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(利益の供与等の禁止)

第四十条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者自立支援法第五十七条に規定する一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者(以下「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情の処理)

第四十一条 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して知事又は市町長(以下「知事等」という。)が行う調査にできる限り協力するとともに、知事等

から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言を踏まえ、必要な改善を行うよう、及び知事等からの求めに応じてその改善の内容を報告するよう努めるものとする。

(地域との連携等)

第四十二条 指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。)は、指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域の障害児の福祉に関し、その家庭からの相談に応じ、必要な援助を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第四十三条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、その損害賠償については、速やかにこれを行わなければならない。

(会計の区分)

第四十四条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

第三章 医療型児童発達支援

(従業者)

第四十五条 条例第二十五条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 児童指導員 一人以上
  - 二 保育士 一人以上
  - 三 看護師 一人以上
  - 四 理学療法士又は作業療法士 一人以上
  - 五 児童発達支援管理責任者 一人以上
- 2 条例第二十五条第二項の規則で定める員数は、一人以上とする。

(設備)

第四十六条 指定医療型児童発達支援事業所は、階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けなければならない。

(通所利用者負担額等の受領)

第四十七条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から、次に掲げる費用の支払を受けるものとする。

一 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

二 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第一項第一号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3 指定医療型児童発達支援事業者は、前二項の支払を受けるほか、指定医療型児童発達支援において供与される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 日用品に要する費用

三 前二号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において供与される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号に掲げる費用については、食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針によるものとする。

5 指定医療型児童発達支援事業者は、第一項から第三項までに規定する費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った通所給付決定保護者に交付しなければならない。

6 指定医療型児童発達支援事業者は、第三項に規定する費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

（障害児通所給付費に係る通知等）

第四十八条 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、前条第二項の法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に交付しなければならない。

（準用）

第四十九条 前章（第三条、第四条、第八条、第九条、第十条第十号、第十四条ただし書、第二十五条、第二十七条、第三十六条、第三十九条第二項及び第四十四条を除く。）の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第六条中「第二十九条」とあるのは、「第四十九条において読み替えて準用する第二十九条」と、「第三十条」とあるのは、「第四十九条において準用する第三十条」と、第十一条第二項第一号から第三号までの規定中「条例」とあるのは、「条例第二十七條において準用する条例」と、同項第四号中「第二十三條第一項」とあるのは、「第四十九条において準用する第二十三條第一項」と、同項第五号中「第二十九條第一項」とあるのは、「第四十九條第一項」と、同項第六号中「第三十三條」とあるのは、「第四十九條において読み替えて準用する第三十三條」と、第二十四條第二項中「次條第一項」とあるのは、「第四十七條第一項」と、第二十八條第一項中「次條第一項」とあるのは、「第四十九條において準用する次條第一項」と、第二十九條中「児童発達支援計画」とあるのは、「医療型児童発達支援計画」と、第三十三條中「特別障害児通所給付費」とあるのは、「特別障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費」と、第三十七條中「従業者の勤務の体制、協力医療機関」とあるのは、「従業者の勤務の体制」と読み替えるものとする。

第四章 放課後等デイサービス

（従業者）

第五十条 条例第二十九条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 指導員又は保育士の員数は、指定放課後等デイサービスの単位（指定放課後等デイサービスであつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、障害児の数の次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数とする。

イ 障害児の数が十以下の場合 二人以上

ロ 障害児の数が十を超える場合 二に、障害児の数が十を超えて五又は五に満たない端数を増すごとに一を加えて得た数以上

二 児童発達支援管理責任者の員数は、一人以上とする。

2 条例第二十九条第二項の規則で定める員数は、一人以上とする。この場合において、機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たるときは、当該機能訓練担当職員の数に指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

3 指導員又は保育士のうち一人以上は、常勤でなければならない。

4 児童発達支援管理責任者のうち一人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

(設備)

第五十一条 条例第三十条第一項の指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

(通所利用者負担額等の受領)

第五十二条 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供したときは、通所給付決定保護者から指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供したときは、通所給付決定保護者から指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、前二項の支払を受けるほか、指定放課後等デイサービスにおいて供与される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定放課後等デイサービス事業者は、前三項に規定する費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った通所給付決定保護者に交付しなければならない。

5 指定放課後等デイサービス事業者は、第三項に規定する費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(準用)

第五十三条 第二章(第三条、第四条、第八条、第九条、第十条第十号、第十二条、第十三条、第十四条ただし書、第二十五条、第三十六条、第四十二条第二項を除く。)

の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第六条中「第二十九条」とあるのは「第五十三条において読み替えて準用する第二十九条」と、「第三十条」とあるのは「第五十三条において準用する第三十条」と、

第十一条第二項第一号から第三号までの規定中「条例」とあるのは「条例第三十一条において準用する条例」と、同項第四号中「第二十三条第一項」とあるのは「第五十三条において準用する第二十三条第一項」と、同項第五号中「第二十九条第一項」とあるのは「第五十三条において準用する第二十九条第一項」と、同項第六号中「第三十

三条」とあるのは「第五十三条において準用する第三十条」と、第二十四条第二項中「次条第一項」とあるのは「第五十二条第一項」と、第二十七条第二項中「第二十二

条第二項」とあるのは「第五十一条第二項」と、第二十八条第一項中「次条第一項」とあるのは「第五十三条において準用する次条第一項」と、第二十九条中「児童

発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第三十七条中「従業者の勤務の体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と読み替えるものとする。

第五章 保育所等訪問支援

(従業者)

第五十四条 条例第三十三条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。  
一 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数  
二 児童発達支援管理責任者 一人以上

(身分を証する書類の携行)

第五十五条 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族又は訪問する施設から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額等の受領)

第五十六条 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を提供したときは、通所給付決定保護者から指定保育所等訪問支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援を提供したときは、通所給付決定保護者から指定保育所等訪問支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定保育所等訪問支援事業者は、前二項の支払を受けるほか、通所給付決定保護者の選定により指定保育所等訪問支援事業所が通常時に指定保育所等訪問支援を提供する地域以外の地域において指定保育所等訪問支援を提供する場合は、それに要した交通費の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定保育所等訪問支援事業者は、前三項に規定する費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った通所給付決定保護者に交付しなければならない。

5 指定保育所等訪問支援事業者は、第三項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(準用)

第五十七条 第二章(第三条、第四条、第八条、第九条、第十条第四号、第九号及び第十号、第十二条から第十四条まで、第二十五条、第三十四条、第三十六条並びに第四十二条第二項を除く。)の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第六条中「第二十九条」とあるのは「第五十七条において読み替

えて準用する第二十九條」と、「第三十條」とあるのは、「第五十七條において準用する第三十條」と、「第十一條第二項第一号から第三号までの規定中「條例」とあるのは「條例第三十五條において準用する條例」と、同項第四号中「第二十三條第一項」とあるのは「第五十七條において準用する第二十三條第一項」と、同項第五号中「第二十九條第一項」とあるのは「第五十七條において準用する第二十九條第一項」と、同項第六号中「第三十三條」とあるのは「第五十七條において準用する第三十三條」と、第二十四條第二項中「次條第一項」とあるのは「第五十六條第一項」と、第二十七條第二項中「第二十五條第二項」とあるのは「第五十六條第二項」と、第二十八條第一項中「次條第一項」とあるのは「第五十七條において準用する次條第一項」と、第二十九條中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第三十七條中「従業者の勤務の体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と読み替えるものとする。

第六章 多機能型事業所の特例

(従業者の員数の特例)

第五十八條 多機能型事業所(條例第三十六條の規定の適用を受けるものに限る。)に係る事業を行う者に対する第三條第一項及び第三項、第四條第一項及び第三項並びに第五十條第一項及び第二項の規定の適用については、第三條第一項第一号及び第三項並びに第四條第一項第一号イ及び第三項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第五十條第一項第一号及び第二項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」とする。

2 利用定員の合計が二十人未満である多機能型事業所(條例第三十六條の規定の適用を受けるものを除く。)は、当該多機能型事業所に置くべき従業者(児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。)のうち一人以上は、常勤でなければならぬ。

(利用定員の特例)

第五十九條 多機能型事業所(條例第三十六條の規定の適用を受けるものに限る。)は、その利用定員を当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて十人以上(主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所にあつては、五人以上)とすることができる。

2 利用定員の合計が二十人以上である多機能型事業所(條例第三十六條の規定の適用を受けるものを除く。)は、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を五人以上(指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあつては、これらの事業を通じて五人以上)とすることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、その利用定員を五人以上とすることができる。

4 第二項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者を通わせる生活介護の事業を併せて行う場合にあつては、その利用定員を当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて五人以上とすることができる。

5 離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定める離島その他の地域(平成二十四年厚生労働省告示第二百三十二号)に定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所(條例第三十六條の規定の適用を受けるものを除く。)については、第二項中「二十人」とあるのは、「十人」とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)附則第五条に規定する旧指定児童デイサービス事業所に係る事業を行う者であつて、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。)附則第二十二條第一項の規定により整備法第五条の規定による改正後の法(以下「新児童福祉法」という。)第二十一條の五の三第一項の指定を受けたものとみなされるものについては、平成二十七年三月三十一日までの間は、第三條第一項第二号、第三項及び第六項並びに第五十條第一項第二号、第二項及び第四項の規定は適用せず、第三條第一項第一号、第六條、第二十九條及び第五十條第一項第一号の規定の適用については、第三條第一項第一号口中「十」とあるのは「十五」と、第六條中「児童発達支援管理責任者」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者」と、第二十九條第一項中「指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者は、」と、「担当させる」とあるのは「行う」と、同條第二項から第九項までの規定中「児童発達支援管理責任者」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者」と、第五十條第一項第一号口中「十」とあるのは「十五」とする。

3 この規則の施行の際現に整備法附則第二十二條第二項の規定により新児童福祉法第二十一條の五の三第一項の指定を受けたものとみなされる者に対する第四條第一項第



二号及び第三項第一号の規定の適用については、当分の間、同条第一項第二号イ中「指定児童発達支援の単位」ごとに、合計しておおむね障害児の数を四で除して得た数以上」とあるのは、「合計しておおむね障害児である乳児又は幼児の数を四で除して得た数及び障害児である少年の数を七・五で除して得た数の合計数以上」と、同条第三項第一号中、「言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに四人以上」とあるのは、「聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員 それぞれ二人以上」とする。

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年九月二十八日

山口県知事 山 本 繁太郎

### 山口県規則第八十号

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

#### 目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 指定福祉型障害児入所施設（第三条―第四十四条）
- 第三章 指定医療型障害児入所施設（第四十五条―第五十条）
- 附則

#### 第一章 総則

##### （趣旨）

第一条 この規則は、指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十七号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

##### （定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 指定入所支援費用基準額 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十四条の二第二項第一号（法第二十四条の二十四第二項の規定により、同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。

- 二 入所利用者負担額 法第二十四条の二第二項第二号（法第二十四条の二十四第二項の規定により、同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用す

る場合を含む。）に掲げる額及び障害児入所医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該障害児入所医療につき支給された障害児入所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。

- 三 法定代理受領 法第二十四条の三第八項（法第二十四条の七第二項において準用する場合及び法第二十四条の二十四第二項の規定により同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり支払われる指定入所支援に要した費用の額又は法第二十四条の二十三項（法第二十四条の二十四第二項の規定により、同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり支払われる指定入所医療に要した費用の一部を指定障害児入所施設が受けることをいう。

#### 第二章 指定福祉型障害児入所施設

##### （従業者）

第三条 条例第四条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 嘱託医 一人以上
- 二 児童指導員及び保育士
  - イ 児童指導員及び保育士の総数は、次の(1)から(3)までに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める数とする。
  - (1) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 合計しておおむね障害児の数を四・三で除して得た数以上（三十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、更に一を加えて得た数以上）
  - (2) 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）又はろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設 合計しておおむね障害児である乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の数を四で除して得た数及び障害児である少年の数を五で除して得た数の合計数以上（三十五人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、更に一を加えて得た数以上）
  - (3) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 合計しておおむね障害児の数を三・五で除して得た数以上
- ロ 児童指導員の員数は、一人以上とする。
- ハ 保育士の員数は、一人以上とする。
- 三 栄養士 一人以上
- 四 調理員 一人以上

五 児童発達支援管理責任者 一人以上

2 条例第四条第二項の規則で定める員数は、主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあってはおおむね障害児の数を二十で除して得た数以上とし、主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては一人以上とする。

3 条例第四条第三項から第五項までの規則で定める員数は、一人とする。

(管理者の責務)

第四条 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、従業者に条例及びこの規則の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(児童発達支援管理責任者の責務)

第五条 児童発達支援管理責任者は、第二十七条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第二十八条に規定する検討及び必要な援助並びに第二十九条に規定する相談及び援助を行うこと。

二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(勤務体制の確保等)

第六条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対し、適切な指定入所支援を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者により指定入所支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、その資質の向上のために必要な研修の機会を確保しなければならない。

(設備)

第七条 条例第六条第四項の基準は、次のとおりとする。

一 障害児の居室(乳幼児のみの居室を除く。次号において同じ。)の一室の定員は、四人以下とすること。

二 障害児の居室の一室の床面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。

三 乳幼児のみの居室の一室の定員は、六人以下とすること。

四 乳幼児のみの居室の一室の床面積は、一人につき三・三平方メートル以上とすること。

五 入所中の障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする。

六 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設には、入所中の障害児の年齢、適性等に応じ、職業指導に必要な設備(以下「職業指導に必要な設備」という。)を設けること。

七 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設には、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

八 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設には、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。

九 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設には、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

十 主として盲児又は肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにすること。

(運営規程)

第八条 指定福祉型障害児入所施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入所定員

四 指定入所支援の内容並びに入所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額

五 施設の利用に当たつての留意事項

六 緊急時等における対応方法

七 非常災害対策

八 主として入所させる障害児の障害の種類

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 その他施設の運営に関する重要事項

(記録の整備)

第九条 指定福祉型障害児入所施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定入所支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 条例第十三条第二項の規定による身体的拘束等の記録

二 条例第十七条第二項の規定による苦情の内容等の記録

三 条例第十九条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

四 第二十一条第一項の規定による提供した指定入所支援に係る必要な事項の提供の記録

五 第二十七条第一項に規定する入所支援計画

六 第三十四条の規定による通知に係る記録

(食事)

第十条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に食事を提供するときは、その献立ができる限り変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量に配慮したものでなければならない。

2 食事は、食品の種類及び調理の方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

(健康管理)

第十一条 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、入所した障害児に対し、入所時の健康診断、毎年二回以上の定期の健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断が当該各号に定める健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、その全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定福祉型障害児入所施設は、当該各号に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

一 児童相談所等における障害児の入所前の健康診断 入所時の健康診断

二 障害児が通学する学校における健康診断 定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 指定福祉型障害児入所施設の従業者の健康診断を行うに当たっては、入所者の食事を調理する者について、特に注意を払わなければならない。

(衛生管理等)

第十二条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の希望等を勘案し、適切に障害児を入浴させ、又は清しきししなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。(書面の交付)

第十三条 指定福祉型障害児入所施設は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)

第七十七条の規定による書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(あつせん、調整及び要請に対する協力)

第十四条 指定福祉型障害児入所施設は、法第二十四条の十九第二項の規定により指定入所支援の利用について知事が行うあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十五条 指定福祉型障害児入所施設は、利用申込者に係る障害児が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第十六条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供を求められた場合は、入所給付決定保護者の提示する入所受給者証によつて、入所給付決定の有無、給付決定期間等を確認するものとする。

(障害児入所給付費の支給の申請に係る援助)

第十七条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあつた場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児入所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、給付決定期間の終了に伴つて障害児入所給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第十八条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれていた環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(居住地の変更が見込まれる者への対応)

第十九条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定保護者の居住地の変更が見込まれる場合は、速やかに当該入所給付決定保護者の居住地の都道府県に連絡しなければならない。

(入退所の記録の記載等)

第二十条 指定福祉型障害児入所施設は、入所又は退所に際しては、当該指定福祉型障害児入所施設の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項(以下「入所受給者

証記載事項」という。)を、その入所給付決定保護者の入所受給者証に記載しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、入所受給者証記載事項を、遅滞なく、都道府県(法第二十四条の三第四項の規定により入所給付決定を行う都道府県をいう。以下同じ。)に報告しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、入所中の障害児の数の変動が見込まれる場合においては、速やかに知事に報告しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第二十一条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を提供したときは、提供した日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定による記録を行うときは、入所給付決定保護者から指定入所支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

(入所給付決定保護者に求めることができる金銭の支払の範囲等)

第二十二条 指定福祉型障害児入所施設が入所給付決定保護者に金銭の支払を求めることができる場合は、当該金銭の使途が直接に入所給付決定に係る障害児の便益を向上させる場合であつて、当該入所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるときに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める場合は、当該金銭の使途及び額並びに入所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面により明らかにするとともに、入所給付決定保護者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までの支払については、この限りでない。

(入所利用者負担額等の受領)

第二十三条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を提供したときは、入所給付決定保護者から指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定福祉型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供したときは、入所給付決定保護者から指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定福祉型障害児入所施設は、前二項の支払を受けるほか、指定入所支援において供与される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を入所給付決定保護者から受けることができる。

- 一 食事の提供に要する費用及び光熱水費(法第二十四条の七第一項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に支給された場合は、児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十七条の六第一項に規定する食費等の基準費用額(法第二十四条の七第二項において準用する法第二十四条の三第九項の

規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に代わり当該福祉型障害児入所施設に支払われた場合は、同令第二十七条の六第一項に規定する食費等の負担限度額)を限度とする。)

二 日用品に要する費用

三 前二号に掲げるもののほか、指定入所支援において供与される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号に掲げる費用については、食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針(平成二十四年厚生労働省告示第二百三十一号)によるものとする。

5 指定福祉型障害児入所施設は、第一項から第三項までに規定する費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った入所給付決定保護者に交付しなければならない。

6 指定福祉型障害児入所施設は、第三項に規定する費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(入所利用者負担額合計額の算定等)

第二十四条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定福祉型障害児入所施設が提供する指定入所支援及び他の指定障害児入所施設等が提供する指定入所支援を受けたときは、これらの指定入所支援に係る入所利用者負担額の合計額(以下、「入所利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定福祉型障害児入所施設は、これらの指定入所支援の状況を確認の上、入所利用者負担額合計額を都道府県に報告するとともに、当該入所給付決定保護者及び当該他の指定入所支援を提供した指定障害児入所施設等に通知しなければならない。

(障害児入所給付費に係る通知等)

第二十五条 指定福祉型障害児入所施設は、法定代理受領により指定入所支援に係る障害児入所給付費の支給を受けた場合は、入所給付決定保護者に対し、当該入所給付決定保護者に係る障害児入所給付費の額を通知しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、第二十三条第二項の法定代理受領を行わない指定入所支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定入所支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所給付決定保護者に交付しなければならない。

(指定入所支援の取扱方針)

第二十六条 指定福祉型障害児入所施設は、次条第一項に規定する入所支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じ、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、指定入所支援の提供に当たっては、入所給付決定保護者及び障害児（以下「入所給付決定保護者等」という。）に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、提供する指定入所支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。  
（入所支援計画の作成等）

第二十七条 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に入所給付決定保護者等の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「入所支援計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者等の希望する生活並びに課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容を検討しなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、入所給付決定保護者等に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を入所給付決定保護者等に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、入所給付決定保護者等の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定入所支援の具体的内容、指定入所支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した入所支援計画の原案を作成しなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、入所給付決定保護者等に対し、当該入所支援計画の原案について説明し、書面によりその同意を得なければならない。

7 児童発達支援管理責任者は、作成した入所支援計画を入所給付決定保護者に交付しなければならない。  
8 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成後、入所支援計画の実施状況の把握

（障害児についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、入所支援計画の見直しを行い、必要に応じて、入所支援計画の変更を行うものとする。

9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、入所給付決定保護者と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。  
一 定期的に入所給付決定保護者等に面接すること。  
二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第二項から第七項までの規定は、第八項の入所支援計画の変更について準用する。  
（検討等）

第二十八条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児について、その心身の状況等に照らし、指定通所支援、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、入所給付決定保護者等の希望等を勘案し、必要な援助を行わなければならない。  
（相談等）

第二十九条 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。  
（指導、訓練等）

第三十条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて生活指導を行わなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、常時一人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。  
5 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対して、当該障害児に係る入所給付決定保

護者の負担による当該指定福祉型障害児入所施設の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第三十一条 指定福祉型障害児入所施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜、障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該障害児又はその家族が行うことが困難である場合は、入所給付決定保護者の同意を得て、代わって当該手続等を行わなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の家族との連携を図るとともに、障害児とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(障害児の入院期間中の取扱い)

第三十二条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であつて、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、当該障害児及び当該障害児に係る入所給付決定保護者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定福祉型障害児入所施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第三十三条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の設置者が障害児に係る給付金(児童福祉法に基づき指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第三十一条の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金(平成二十四年厚生労働省告示第三百五号)に定める給付金をいう。以下同じ。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- 一 当該障害児に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下「障害児に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。
- 二 障害児に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- 三 障害児に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
- 四 当該障害児が退所した場合は、速やかに、障害児に係る金銭を当該障害児に取得させること。

(入所給付決定保護者に関する通知)

第三十四条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を受けている障害児に係る入所給付決定保護者が偽りその他不正の行為によつて障害児入所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を都道府県に通知しなけ

ればならない。

(定員の遵守)

第三十五条 指定福祉型障害児入所施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第三十六条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(揭示)

第三十七条 指定福祉型障害児入所施設は、指定福祉型障害児入所施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

(情報提供に関する障害児等の同意)

第三十八条 指定福祉型障害児入所施設は、指定障害児通所支援事業者、障害者自立支援法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ書面により障害児又はその家族の同意を得なければならない。

(情報の提供等)

第三十九条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設に入所しようとする障害児が、適切かつ円滑に入所できるよう、当該指定福祉型障害児入所施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(利益の供与等の禁止)

第四十条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者自立支援法第五条第十七項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(以下「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品そ

他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情の処理)

第四十一条 指定福祉型障害児入所施設は、その提供した指定入所支援に関し、障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して知事が行う調査にできる限り協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言を踏まえ、必要な改善を行うよう、及び知事からの求めに応じてその改善の内容を報告するよう努めるものとする。

(地域との連携)

第四十二条 指定福祉型障害児入所施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第四十三条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、その損害賠償については、速やかにこれを行わなければならない。

(会計の区分)

第四十四条 指定福祉型障害児入所施設は、指定福祉型障害児入所施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

第三章 指定医療型障害児入所施設

(従業者)

第四十五条 条例第二十条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 児童指導員及び保育士

イ 児童指導員及び保育士の総数は、次の(1)又は(2)に掲げる指定医療型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める数とする。

(1) 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 合計しておおむね障害児の数を六・七で除して得た数以上

(2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 合計しておおむね障害児である乳幼児の数を十で除して得た数及び障害児である少年の数を二十で除して得た数の合計数以上

ロ 児童指導員の員数は、一人以上とする。

ハ 保育士の員数は、一人以上とする。

二 児童発達支援管理責任者 一人以上

2 条例第二十条第二項から第四項までの規則で定める員数は、一人とする。

(設備)

第四十六条 条例第二十一条第四項の基準は、次のとおりとする。

一 特殊手工芸等の作業を指導するために必要な設備及び義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備について、他に適当な設備がある場合は、この限りでない。

二 階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

(入所利用者負担額等の受領)

第四十七条 指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援を提供したときは、入所給付決定保護者から指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供したときは、入所給付決定保護者から、次に掲げる費用の支払を受けるものとする。

一 当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額

二 当該障害児入所支援のうち障害児入所医療に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3 指定医療型障害児入所施設は、前二項の支払を受けるほか、指定入所支援において供与される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を入所給付決定保護者から受けることができる。

一 日用品に要する費用

二 前号に掲げるもののほか、指定入所支援において供与される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定医療型障害児入所施設は、前三項に規定する費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った入所給付決定保護者に交付しなければならない。

5 指定医療型障害児入所施設は、第三項に規定する費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(障害児入所給付費に係る通知等)

第四十八条 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領により指定入所支援に係る障害児入所給付費又は障害児入所医療費の支給を受けた場合は、入所給付決定保護者に対し、当該入所給付決定保護者に係る障害児入所給付費及び障害児入所医療費の額を通知しなければならない。

2 指定医療型障害児入所施設は、前条第二項の法定代理受領を行わない指定入所支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定入所支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所給付決定保護者に交付

しなければならない。

(協力歯科医療機関)

第四十九条 指定医療型障害児入所施設(主として自閉症児を受け入れるものを除く。)は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(準用)

第五十条 前章(第三条、第七条、第二十三条、第二十五条、第三十六条、第三十九条第二項及び第四十四条を除く。)の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第五条中「第二十七条」とあるのは「第五十条において準用する第二十七条」と、「第二十八条」とあるのは「第五十条において準用する第二十八条」と、「第二十九条」とあるのは「第五十条において準用する第二十九条」と、第九条第二項第一号から第三号までの規定中「条例」とあるのは「条例第二十二條において準用する条例」と、同項第四号中「第二十一条第一項」とあるのは「第五十条において準用する第二十一条第一項」と、同項第五号中「第二十七条第一項」とあるのは「第五十条において準用する第二十七条第一項」と、同項第六号中「第三十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十七条第一項」と、第二十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第五十条において準用する次条第一項」と、第三十四条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費及び障害児入所医療費」と、第三十七条中「協力医療機関及び協力歯科医療機関」とあるのは「協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十三年六月十七日前に存する障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。)第五条による改正前の法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等(以下「旧指定知的障害児施設等」という。)(知的障害児施設又は盲ろうあ児施設であるものに限る。)であつて、整備法附則第二十七条の規定により整備法第五条による改正後の法第二十四条の二第一項の指定を受けたものとみなされるもの(同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)についての第七号第一号から第三号までの規定の適用については、当分の間、同条第一号中「四人」とあるのは「十五人」と、同条第二号中「四・九五平方メートル」とあるの

は「三・三平方メートル」と、同条第三号中「六人」とあるのは「十五人」とする。

3 平成二十四年四月一日前に存する旧指定知的障害児施設等(肢体不自由児施設であるものに限る。)であつて、整備法附則第二十七条の規定により整備法第五条による改正後の法第二十四条の二第一項の指定を受けたものとみなされるもの(同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)については、当分の間、第七条第一号から第五号までの規定は、適用しない。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年九月二十八日

山口県知事 山 本 繁太郎

### 山口県規則第八十一号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年山口県規則第八号)の一部を次のように改正する。

「第九章 情緒障害児短期治療施設(第四十一条―第四十五条)

目次中 第十章 児童自立支援施設(第四十六条―第五十二条)

第十一章 児童家庭支援センター(第五十三条―第五十四条)

「第九章 障害児入所施設

第一節 福祉型障害児入所施設(第四十一条―第四十七条)

第二節 医療型障害児入所施設(第四十八条―第五十四条)

第十章 児童発達支援センター

第一節 福祉型児童発達支援センター(第五十五条―第六十条) に改める。

第二節 医療型児童発達支援センター(第六十一条―第六十五条)

第十一章 情緒障害児短期治療施設(第六十六条―第七十条)

第十二章 児童自立支援施設(第七十一条―第七十七条)

第十三章 児童家庭支援センター(第七十八条―第七十九条)

第七号中「児童養護施設」の下に「障害児入所施設」を加え、「厚生労働大臣が」を「給付金(児童福祉施設最低基準第十二条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金(平成二十三年厚生労働省告示第三百七十四号)に」に、「(以下「給付金」という)を」をいう。以下同じ」に改める。



第八条中「助産施設、保育所、児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く」を「乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に限る」に改める。

第三十六条第七号中「設備」の下に「（以下「職業指導に必要な設備」という。）」を加える。

第五十四条を第七十九条とする。

第五十三条中「第五十三条第一項」を「第六十五条第一項」に改め、同条を第七十八条とする。

第十一章を第十三章とする。

第十章中第五十二条を第七十七条とし、第五十一条を第七十六条とする。

第五十条第一項中「第四十九条第四号」を「第六十一条第四号」に、「第四十八条」を「第七十三条」に改め、同条第二項中「第四十九条第七号」を「第六十一条第七号」に、「第四十八条」を「第七十三条」に改め、同条を第七十五条とする。

第四十九条を第七十四条とする。

第四十八条中「第四十八条第四号」を「第六十条第四号」に改め、同条を第七十三条とする。

第四十七条第一項中「第四十七条第一項」を「第五十九条第一項」に改め、同条第二項中「第四十七条第二項」を「第五十九条第二項」に改め、同条を七十二条とする。

第四十六条中「第四十六条第二項」を「第五十八条第二項」に改め、同条を第七十一条とする。

第十章を第十二章とする。

第九章中第四十五条を第七十条とし、第四十四条を第六十九条とする。

第四十三条中「第四十四条第四号」を「第五十六条第四号」に改め、同条を第六十八条とする。

第四十二条中「第四十三条第一項」を「第五十五条第一項」に改め、同条を第六十七条とする。

第四十一条中「第四十二条第二項」を「第五十四条第二項」に改め、同条を第六十六条とする。

第九章を第十一章とする。

第八章の次に次の二章を加える。

第九章 障害児入所施設  
第一節 福祉型障害児入所施設

(設備)

第四十一条 条例第四十二条第四項の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童の居室（乳幼児のみの居室を除く。次号において同じ。）の一室の定員は、四人以下とすること。
- 二 児童の居室の一室の床面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。
- 三 乳幼児のみの居室の一室の定員は、六人以下とすること。
- 四 乳幼児のみの居室の一室の床面積は、一人につき三・三平方メートル以上とすること。
- 五 入所中の児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。
- 六 便所は、男子用と女子用とを別にすること。
- 七 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、職業指導に必要な設備を設けること。
- 八 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。
- 九 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。
- 十 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。
- 十一 主として盲児又は肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにすること。

(職員)

第四十二条 条例第四十三条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 嘱託医 一人以上
  - 二 児童指導員及び保育士 合計しておおむね児童の数を四・三で除して得た数以上（児童三十人以下を入所させる福祉型障害児入所施設にあっては、更に一を加えて得た数以上）
  - 三 栄養士 一人以上
  - 四 調理員 一人以上
  - 五 児童発達支援管理責任者 一人以上
- 2 条例第四十三条第一項の厚生労働大臣が定める者は、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十号）に定める者とする。
- 3 条例第四十三条第三項の規則で定める員数は、次のとおりとする。
- 一 嘱託医、児童指導員及び保育士、栄養士、調理員並びに児童発達支援管理責任者

の員数については、第一項各号の規定を準用する。

二 医師の員数は、一人以上とする。

三 看護師の員数は、児童おおむね二十人以上とする。

4 条例第四十三条第六項において準用する同条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 嘱託医、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者の員数については、第一項各号（第二号を除く。）の規定を準用する。

二 児童指導員及び保育士の員数は、合計して、乳幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね五人につき一人以上（児童三十五人以下を入所させる福祉型障害児入所施設にあつては、更に一人を加えた員数以上）とする。

5 条例第四十三条第八項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 嘱託医、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者の員数については、第一項各号（第二号を除く。）の規定を準用する。

二 児童指導員及び保育士の員数は、合計しておおむね児童の数を三・五で除して得た数以上とする。

三 看護師の員数は、一人以上とする。

6 条例第四十三条第九項及び第十項の規則で定める員数は、一人以上とする。

（入所支援計画の作成）

第四十三条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者及び児童の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき児童に対して障害児入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより児童に対して適切かつ効果的に障害児入所支援を提供しなければならない。

（児童と起居を共にする職員）

第四十四条 第四十条の規定は、福祉型障害児入所施設（主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。）について準用する。

（保護者等との連絡）

第四十五条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、児童の通学する学校及び必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導、学習指導及び職業指導につき、その協力を求めなければならない。

（心理学的及び精神医学的診査）

第四十六条 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、入所中の児童を適切に保護するため、随時、心理学的及び精神医学的診査を行わ

なければならない。ただし、当該児童の福祉に有害な影響を及ぼしてはならない。

（入所時の健康診断）

第四十七条 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設においては、第五十一条の入所時の健康診断に当たり、特に盲ろうあの原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療が可能な者については、できる限り治療しなければならない。

2 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、第五条第一項の入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断した上で、入所の継続について考慮しなければならない。

第二節 医療型障害児入所施設

（設備）

第四十八条 条例第四十五条第四項の基準は、次のとおりとする。

一 特殊手工芸等の作業を指導するために必要な設備及び義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備について、他に適当な設備がある場合は、この限りでない。

二 階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

（職員）

第四十九条 条例第四十六条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 児童指導員及び保育士 合計しておおむね児童の数を六・七で除して得た数以上

二 児童発達支援管理責任者 一人以上

2 条例第四十六条第二項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 児童指導員及び保育士 合計して、乳幼児おおむね十人以上、少年おおむね二十人以上につき一人以上

二 児童発達支援管理責任者 一人以上

三 理学療法士又は作業療法士 一人以上

3 条例第四十六条第四項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 児童指導員 一人以上

二 保育士 一人以上

三 児童発達支援管理責任者 一人以上

四 理学療法士又は作業療法士 一人以上

五 心理指導を担当する職員 一人以上

（入所支援計画の作成）

第五十条 第四十三条の規定は、医療型障害児入所施設の長による計画の作成について

準用する。

(児童と起居を共にする職員)

第五十一条 第四十条の規定は、医療型障害児入所施設(主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設を除く。次条において同じ。)について準用する。

(保護者等との連絡)

第五十二条 第四十五条の規定は、医療型障害児入所施設の長による保護者等との連絡について準用する。

(心理学的及び精神医学的診査)

第五十三条 第四十六条の規定は、主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設について準用する。

(入所時の健康診断)

第五十四条 第四十七条第二項の規定は、主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設について準用する。

第十章 児童発達支援センター

第一節 福祉型児童発達支援センター

(設備)

第五十五条 条例第四十八条第五項の基準は、次のとおりとする。

- 一 福祉型児童発達支援センター(主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター)及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この条において同じ。)の指導訓練室の一室の定員は、おおむね十人とする。
- 二 福祉型児童発達支援センターの指導訓練室の一室の床面積は、児童一人につき二・四七平方メートル以上とすること。
- 三 福祉型児童発達支援センターの遊戯室の床面積は、児童一人につき一・六五平方メートル以上とすること。
- 四 児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。

第五十六条 条例第四十九条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

(職員)

- 一 嘱託医 一人以上
- 二 児童指導員、保育士及び機能訓練担当職員 合計しておおむね児童の数を四で除して得た数以上
- 三 栄養士 一人以上
- 四 調理員 一人以上
- 五 児童発達支援管理責任者 一人以上

2 条例第四十九条第三項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 嘱託医、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者の員数については、前項各号(第二号を除く。)の規定を準用する。
- 二 児童指導員、保育士、言語聴覚士及び機能訓練担当職員の員数は、合計しておおむね児童の数を四で除して得た数以上とする。ただし、言語聴覚士にあつては、四人以上とする。

3 条例第四十九条第五項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 嘱託医、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者の員数については、第一項各号(第二号を除く。)の規定を準用する。
- 二 児童指導員、保育士、看護師及び機能訓練担当職員の員数は、合計しておおむね児童の数を四で除して得た数以上とする。ただし、機能訓練担当職員にあつては、一人以上とする。

(入所支援計画の作成)

第五十七条 第四十三条の規定は、福祉型児童発達支援センターの長による計画の作成について準用する。

(保護者等との連絡)

第五十八条 福祉型児童発達支援センターの長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導につき、その協力を求めなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査)

第五十九条 第四十六条の規定は、主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターについて準用する。

(入所時の健康診断)

第六十条 第四十七条第一項の規定は、主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについて準用する。この場合において、同項中「言うつあの」とあるのは、「難聴の」と読み替えるものとする。

第二節 医療型児童発達支援センター

(設備)

第六十一条 条例第五十一条第二項の基準は、階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けることとする。

(職員)

- 第六十二条 条例第五十二条の規則で定める員数は、次のとおりとする。
- 一 児童指導員 一人以上
- 二 保育士 一人以上

- 三 看護師 一人以上
- 四 理学療法士又は作業療法士 一人以上
- 五 児童発達支援管理責任者 一人以上

(入所支援計画の作成)  
第六十三条 第四十三条の規定は、医療型児童発達支援センターの長による計画の作成について準用する。

(保護者等との連絡)  
第六十四条 第五十八条の規定は、医療型児童発達支援センターの長による保護者等との連絡について準用する。

(入所時の健康診断)  
第六十五条 第四十七条第二項の規定は、医療型児童発達支援センターについて準用する。

附則第二項中「第四十六条」を「第七十一条」に、「第四十一条第一号」を「第六十六条第一号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。  
(障害児入所施設に関する経過措置)

- 2 平成二十三年六月十七日前に存する障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。)(第五条による改正前の児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下「旧児童福祉法」という。)(第四十二条に規定する知的障害児施設又は旧児童福祉法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設(通所のみにより利用されるものを除く。)(であって、整備法附則第三十四条第一項の規定により整備法第五条による改正後の児童福祉法(以下「新児童福祉法」という。)(第三十五条第三項又は第四項に基づき新児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設として設置しているものとみなされるもの(同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)(についてのこの規則による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(以下「新規則」という。)(第四十一条第一号から第三号までの規定の適用については、当分の間、同条第一号中「四人」とあるのは「十五人」と、同条第二号中「四・九五平方メートル」とあるのは「三・三平方メートル」と、同条第三号中「六人」とあるのは「十五人」とする。
- 3 平成二十四年四月一日前に存する旧児童福祉法第四十三条の三に規定する肢体不自由

施設(通所のみにより利用されるものを除く。)(であって、整備法附則第三十四条第一項の規定により新児童福祉法第三十五条第三項又は第四項に基づき新児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設として設置しているものとみなされるもの(同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)(については、当分の間、新規則第四十一条第一号から第六号までの規定は、適用しない。  
(児童発達支援センターに関する経過措置)

4 平成二十四年四月一日前に存する旧児童福祉法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設(通所のみにより利用されるものに限る。)(であって、整備法附則第三十四条第二項の規定により新児童福祉法第三十五条第三項又は第四項に基づき新児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターとして設置しているものとみなされるものについての新規則第五十六条第一項第二号及び第二項第二号の規定の適用については、同条第一項第二号中「合計しておおむね児童の数を四で除して得た数以上」とあるのは「合計しておおむね乳幼児の数を四で除して得た数及び少年の数を七・五で除して得た数の合計数」と、同条第二項第二号中「言語聴覚士及び」とあるのは「聴能訓練担当職員(聴能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)(、言語機能訓練担当職員(言語機能の訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)(及び」と、「言語聴覚士にあっては、四人」とあるのは「聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員にあっては、それぞれ二人」とする。